

第12章 市民の生活の早期再建

【本章における対策の基本的な考え方】

【市民の生活の早期再建に向けた体制の整備】

震災後、住民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した住民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

震災の被害から立ち直り、住民の生活の早期再建のために、罹災証明の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、被災者の住宅の確保、被災住宅の応急修理の促進、トイレ機能の確保やがれき処理体制の構築についての対策を推進する。

第12章 市民の生活の早期再建

現在の到達状況と課題

- 被災者生活再建システムについては、導入済みである。今後は、被災後の全ての生活再建支援の手続きの基礎となる「罹災証明書」の迅速な交付に向けて、建物の被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。
- 重要なライフラインの1つであるトイレの災害時の衛生対策について事前の準備を図る必要がある。
- 最大で約31万トン（推計量）が発生するがれきを処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。
- 災害時発生時固有の事務処理などに精通し、迅速かつ確実な復旧・復興体制を構築する必要がある。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害
建物被害棟数	最大 全壊 846 棟、半壊 3,727 棟、焼失 797 棟
がれきの推定発生量	最大 31 万トン、41 万㎡
下水道管きよ被害率	最大 17.5%

《予防対策》

生活再建のための事前対策

- 応急危険度判定の円滑な実施
- 円滑な罹災証明書交付
- 被災者相談窓口・義援金等支援
- 住宅の安全対策・被災者の住宅確保

災害用トイレ・し尿処理、ごみ処理、がれき処理のための事前対策

- 処理体制の構築

応急教育、応急保育のための事前対策

- 応急教育・保育計画等に基づく体制の構築

災害救助法等適用のための事前対策

- 災害救助法の適用、激甚災害の指定に係る基準・準備

《応急対策》

生活再建のための応急対策

- 被災住宅等の応急危険度判定
- 被災宅地の危険度判定
- 住家の被害認定調査の実施・罹災証明書交付

トイレの確保及びし尿処理

- 速やかな災害用トイレの確保及びし尿処理

ごみ処理、がれき処理

- 広域処理体制を確保し、迅速に処理を実施

応急教育、応急保育

- 応急教育・保育の実施

災害救助法等の適用、激甚災害の指定

- 災害救助法等の適用、激甚災害の指定

対策の方向性と目標

- ◆生活再建対策の早急に実施し、必要となる各種手続きの効率化を図りながら、迅速な生活再建に向けた取組を推進する。
- ◆被災者生活再建支援システムによる業務の精通を図り、着実な業務実現のための体制整備を図る。
- ◆避難者 75 人あたり 1 基を目途に多様な災害用トイレの確保を図るとともに、市民に対し家庭用災害トイレの備蓄等の啓発に努める。
- ◆災害廃棄物（ごみ・がれき等）の処理を行うための手順等について定めた計画やマニュアル等について策定を進め、迅速な処理体制を整備する。
- ◆災害救助法の適用基準や激甚災害の指定手続き等に関して十分理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
避難人口	最大 33,065 人	疎開者数	最大 11,573 人
避難所生活者数	最大 21,493 人	上水道断水率	最大 32.7%
—			

《復旧対策》

生活再建のための復旧対策

- 罹災証明書の交付・2次調査の実施
- 被災住宅の応急修理
- 応急仮設住宅の建設等
- 一時提供住宅の供給
- 市営住宅の応急処理
- 被災者の生活相談等の支援
- 義援金の保管及び配分
- 被災者の生活再建資金援助等
- 職業のあっ旋
- 他団体への応援要請・受援
- 市税等の徴収猶予及び減免等
- その他の生活確保

がれき処理の実施

- がれき処理の実施

応急教育の実施

- 学用品の調達及び給与（支給）
- 授業料等の免除

災害救助法の運用等

- 災害救助法に基づく救助の実施

第1節 現在の到達状況と課題

1. 被災者の生活再建対策

■応急危険度判定の円滑な実施に向けた体制整備

- 応急危険度判定を円滑に実施するための体制や都の防災ボランティアとして登録されている応急危険度判定員との連絡体制の整備を行っている。
- 応急危険度判定員の判定技術を高めるための講習会等を行うことが求められる。
- 大規模災害時を想定し東京都に応援を要請しボランティアの派遣を円滑に受けるための体制構築が求められる。

■円滑な罹災証明書交付のための対策

- 円滑な被災者生活再建のため、被害認定調査、被災者台帳作成、罹災証明書の交付を一貫して実施する被災者生活再建支援システムを導入している。
- 罹災証明書の迅速な交付に向けて、建物の被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。
- 罹災証明書等の発行会場の運営方法等について、他の被災自治体の例を参考に十分に検討する必要がある。

■被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策

- 義援金の募集・配分についての必要な手続きを明確にする必要があるとともに、被災者への迅速な支給のための体制構築を図ることが求められる。

■住宅の安全対策・被災者の住宅確保対策

- 住宅の耐震化等、安全対策を推進する必要があるとともに、応急修理制度の円滑な運用のための体制整備を図る必要がある。
- 仮設住宅建設候補地の選定、公営住宅空き家、民間住宅借り上げ等による被災者の住宅確保を円滑に行うための体制構築を図る。

2. 災害用トイレの備蓄・し尿処理対策

- 多様な災害用トイレの確保に努める必要があるとともに、避難所・生活拠点施設では、男女別や車椅子対応等のトイレ、LGBTの方等に配慮しただれでもトイレの設置が求められる。
- 仮設トイレを設置するための災害用トイレますや災害用トイレ等から収集したし尿を投入できる施設等の災害用トイレの整備・拡充が必要である。
- 避難者数、トイレ設置台数、し尿収集車数等の把握に基づくし尿収集計画を策定し、円滑なし尿処理体制の構築が求められる。

3. ごみ処理・がれき処理対策

- 災害発生直後から災害ごみ、がれきが発生することから、円滑な処理体制の構築が求められる。また、都と連携した資機（器）材確保、処理体制の整備が必要である。
- 最大で約31万トン（推計量）が発生するがれきを処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。

4. 応急教育・保育対策

- 災害時の応急教育計画、避難計画、教職員の活動計画等を立案するとともに、関係機関との連絡・協力体制の構築を図ることが求められる。
- 教育再開に向けた事業継続計画（学校教育 BCP）に基づく職員の研修等を充実していく必要がある。
- 災害発生時の園児の安全確保及び保育の継続等を図るため、危機管理マニュアルの徹底を図るとともに、災害時の応急保育計画に基づき体制強化を図ることが求められる。

第2節 対策の方向性と目標

1. 被災者の生活再建対策

■応急危険度判定の円滑な実施に向けた体制整備

- ◆災害発生後の円滑な住宅の応急復旧のための第一段階である応急危険度判定を円滑に実施するための判定員の拡充、連絡体制の整備等を行うとともに、継続した講習会の開催や訓練を通じ、判定員の判定技術の向上を図る。
- ◆民間の判定対象建築物が膨大な場合、東京都に応援を要請しボランティアの派遣を受けることから、事前の受援体制構築を進める。

■円滑な罹災証明書交付のための対策

- ◆被災者の生活再建を円滑に行うため、被害認定調査、被災者台帳作成、罹災証明書の交付を一貫して実施する被災者生活再建支援システムの習熟を図る。
- ◆円滑な罹災証明書の交付に向け、その前段となる被害認定調査を円滑に行うための協定締結、体制構築に努める。
- ◆罹災証明書の発行における電子申請の有効活用に向けた検討を進める。

■被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策

- ◆義援金の募集・配分については、必要な手続きの明確化を図るとともに、被災者への迅速な支給のための体制構築を図る。

■住宅の安全対策・被災者の住宅確保対策

- ◆住宅の耐震化等、安全対策を推進するとともに、応急修理制度の円滑な運用のための体制整備を図る。
- ◆仮設住宅建設候補地の選定、公営住宅空き家、民間住宅借り上げ等による被災者の住宅確保を円滑に行うための体制構築を図る。

2. 災害用トイレの備蓄・し尿処理対策

- ◆避難者75人当たり1基を目安として、多様な災害用トイレの確保に努めるとともに、避難所・生活拠点施設では、男女別トイレ、だれでもトイレ、車椅子対応等のトイレ設置を推進する。
- ◆災害用トイレ等から収集したし尿を投入できる施設を整備するとともに、災害用トイレますの設置や建替え等に併せてマンホールトイレの整備を行い、災害用トイレの整備・拡充を図る。
- ◆避難者数、トイレ設置台数、し尿収集車数等の把握に基づくし尿収集計画を策定し、円滑なし尿処理体制の構築を図る。

3. ごみ処理・がれき処理対策

- ◆災害発生直後から災害ごみ、がれきが発生することから、円滑な処理体制の構築に努めるとともに、都と連携した資機（器）材確保、広域処理体制の整備を進める。
- ◆災害ごみ・がれき等の処理を行うための手順等について定めた計画やマニュアル等について策定を進め、迅速な処理体制を整備する。

4. 応急教育・保育対策

- ◆災害時の応急教育計画、避難計画、教職員の活動計画等を立案するとともに、関係機関との連絡・協力体制の構築を図る。あわせて、教育再開に向けた事業継続計画（学校教育 BCP）に基づく職員の研修等を充実する。
- ◆災害発生時の園児の安全確保及び保育の継続等を図るため、危機管理マニュアルの徹底を図るとともに、災害時の応急保育計画に基づき体制強化を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 応急危険度判定の円滑な実施に向けた体制整備
- 2 円滑な罹災証明書交付に向けた事前対策
- 3 被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策
- 4 住宅の安全対策・被災者の住宅確保対策
- 5 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策
- 6 ごみ処理のための事前対策
- 7 がれき処理のための事前対策
- 8 応急教育のための事前対策
- 9 応急保育のための事前対策
- 10 災害救助法等適用のための事前対策

1. 応急危険度判定の円滑な実施に向けた体制整備

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○応急危険度判定のための体制整備
都都市整備局	○応急危険度判定員の確保 ○被災宅地危険度判定士の確保

1-2. 詳細な取組内容

(1) 応急危険度判定のための体制整備(都市整備部)

市は、災害時の迅速な応急危険度判定実施のための体制や、都の防災ボランティアとして登録されている市内在住・在勤の応急危険度判定員との連絡方法等を整備するとともに、判定員の判定技術を高めるための講習会や連絡訓練等を継続して実施していく。

2. 円滑な罹災証明書交付に向けた事前対策

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市、消防署	○迅速な住家の被害認定調査のための体制整備 ○迅速な罹災証明書交付のための体制整備 ○罹災証明書交付に係る連携体制の確立 ○住家被害認定調査・罹災証明書交付事務に関する研修・訓練 ○住家被害認定調査をはじめとした各種調査の広報
都総務局 都主税局	○「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整

機関名	内容
	○区市町村に対する研修や訓練の実施 ○区市町村の応援要員の確保の検討 ○固定資産関連情報等に関し、区と調整
東京消防庁	○火災による被害状況調査体制の充実 ○区市町村との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立

2-2. 詳細な取組内容

(1)迅速な住家の被害認定調査のための体制整備(総務部、市民部)

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、住家の被害認定調査のための体制を整備する。

(2)迅速な罹災証明書交付のための体制整備(総務部、市民部)

ガイドラインに基づき、住家罹災証明書交付のための体制を整備する。

(3)罹災証明書交付に係る連携体制の確立(総務部)

市と消防署は、被害認定調査体制を充実するとともに、協定締結や事前協議等を行い、市が行う大地震発生時の火災に対する罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

住家被害認定調査・罹災証明書交付事務に関する研修・訓練

市は、災害に係る住家等の被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を支援するため被災者生活再建支援システムの習熟を図るとともに、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。

(4)住家被害認定調査をはじめとした各種調査の広報(総務部)

応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて市民に周知する。

3. 被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策
都総務局 都福祉保健局	○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任。 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化。 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認。

3-2. 詳細な取組内容

(1)被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策(総務部、企画部、会計課)

ア 被災者のニーズに沿った相談体制を整備する。

イ 市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にしておく。

また、義援金品の募集、受付、配分を迅速、適正に実施するため、その手続等についてあらかじめ計画するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を検討整備する。

4. 住宅の安全対策・被災者の住宅確保対策

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○住宅の耐震化・安全対策の推進 ○仮設住宅建設予定地の選定
市民・地域	○住宅の耐震化・安全対策

4-2. 詳細な取組内容

(1)住宅の耐震化・安全対策(総務部、都市整備部)

住宅の耐震化及び安全対策の促進については、第2部 第2章 第3節 第1予防対策 1の(1)の「ウ 民間建築物対策」を準用する。

(2)輸送車両等の確保(総務部、都市整備部)

市は、あらかじめ、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用者の有無等を考慮の上、仮設住宅の建設予定地を検討する。

5. 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害用トイレの確保 ○災害用トイレの普及啓発 ○災害用トイレますの設置 ○し尿処理への対応 ○避難所避難者数に応じた生活用水の確保
市民・地域	○3日分の災害用トイレ・トイレ用品の備蓄 ○水の汲み置き等による生活用水の確保
都環境局	○区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進

機関名	内容
都下水道局	○下水道管の耐震化 ○し尿の受け入れ体制の整備 ○トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）

5-2. 詳細な取組内容

（1）災害用トイレの確保（総務部）

- ア 避難者 75 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- イ 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保
- ウ 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮
- エ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保
- オ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

（2）災害用トイレの普及啓発（総務部）

- ア 市は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- イ 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。
- ウ 市は、家庭、事業所において携帯用トイレの備蓄への協力を求めることとする。

（3）災害用トイレますの設置（都市整備部）

市は、災害用トイレを設置する場合に必要な下水道を確保するため、防災拠点等をはじめ市内各所への災害用トイレますの整備を推進する。

（4）し尿処理への対応（生活環境部）

市は、効率的なし尿処理対策を図るため、協定等に基づき市内の関係機関との連携訓練の推進や災害時におけるし尿処理計画を策定する。

あわせて、協定等に基づきし尿収集業者に協力を要請し、し尿処理運搬車等を確保し、し尿処理体制の構築を図る。

（5）避難所避難者数に応じた生活用水の確保（総務部）

市は、避難所毎の避難者数に応じて生活用水を確保する。

6. ごみ処理のための事前対策

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○ごみ処理体制の構築
都環境局	○区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物

機関名	内容
	処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築
都総務局	○都の対策全般を総括 ○広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進

6-2. 詳細な取組内容

(1)ごみ処理体制の構築(生活環境部)

大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

市は都環境局と協力して、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機（器）材に対する備えを検証して、確保するよう努める。

7. がれき処理のための事前対策

7-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○がれき処理体制の構築
都環境局	○区市町村を通して、都内全域のがれき処理体制を把握 ○国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を策定 ○区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施
都総務局	○都の対策全般を総括 ○広域的ながれき処理体制につき、連携体制の構築を推進

7-2. 詳細な取組内容

(1)がれき処理体制の構築(生活環境部)

①一時集積場所候補地の選定

あらかじめ、市域におけるがれき一時集積場所候補地を指定する。

②がれき処理体制の実効性の確保

廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機（器）材に対する備えを検証し、確保に努める。

③がれき処理マニュアルの策定・定期的な見直し

がれき処理マニュアルを策定するとともに、国・都の動向等を踏まえて随時修正可能な体制を構築する。

8. 応急教育のための事前対策

8-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害時の応急教育計画の策定 ○校舎利用等に関する周知 ○避難計画の策定及び周知 ○避難訓練等の実施 ○教職員の活動計画の策定及び周知 ○保健室の資機（器）材等の充実 ○関係機関等への連絡・協力体制の確立

8-2. 詳細な取組内容

（1）災害時の応急教育計画の策定（教育委員会、各学校）

学校の立地条件などを考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

また、学校に避難所が開設されている場合の学校施設との併用について、教育再開に向けた事業継続計画（学校教育BCP）を策定し、教育の再開に備えるものとする。

（2）校舎利用等に関する周知（教育委員会、各学校）

市及び各校避難所運営連絡会が作成する「避難所運営マニュアル」を活用して、避難所開設時における校舎内の避難者スペースと立入禁止区域を教職員に周知する。

（3）避難計画の策定及び周知（教育委員会、各学校）

在校中や休日等のクラブ活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を樹立し、教育計画に位置づける。

また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を樹立し、周知徹底を図る。

（4）避難訓練等の実施（教育委員会、各学校）

ア 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

イ 消防署が推進する総合防災教育を学校行事や授業に取り入れ、児童・生徒の自助共助の防災意識の高揚を図る。

ウ 発災時の登下校において、児童・生徒の安全確保を図るため、保護者による児童生徒の引取り訓練を実施するものとする。

（5）教職員の活動計画の策定及び周知（教育委員会、各学校）

勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画等を作成し、教職員に周知する。

（6）保健室の資機（器）材等の充実（教育委員会、各学校）

児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機（器）材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

（7）関係機関等への連絡・協力体制の確立（教育委員会、各学校）

教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

9. 応急保育のための事前対策

9-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○応急保育計画の策定 ○応急保育体制の構築 ○市立保育園での体制構築 ○私立保育園の応急保育計画の策定

9-2. 詳細な取組内容

（1）応急保育計画の策定（子ども政策部）

ア 市は、事業継続計画（BCP）及び各保育園の立地条件などを考慮したうえ、あらかじめ災害時の応急保育計画を樹立し、保育の方法などを明確にしておく。

イ 三鷹市立保育園危機管理マニュアルに基づく、園児の安全対策を構築する。

（2）応急保育体制の構築（子ども政策部）

各保育園責任者は、子ども政策部と協議して応急保育態勢に備えて、次の事項を遵守する。

ア 保育園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を確立する。

イ 各関係機関との連絡網を整備する。

ウ 勤務時間外における災害に備え非常招集の方法を定める。

（3）市立保育園での体制構築（子ども政策部）

市立保育園は、災害時には応急保育を実施するとともに、必要に応じて避難所を補完する臨時避難所を開設することを前提として、必要な措置を講じておくものとする。

（4）私立保育園の応急保育計画の策定（子ども政策部）

私立保育園の応急保育計画についても、本計画を踏まえ、市の応急保育本計画に準じて、策定しておくものとする。

10. 災害救助法等適用のための事前対策

10-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害救助法等の適用に係る基準・準備 ○激甚災害の指定に係る基準・準備
都総務局	○災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を徹底 ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底
都各局	○激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

10-2. 詳細な取組内容

（1）災害救助法等の適用基準・準備（総務部）

①救助の実施主体

市の地域に、災害救助法の適用基準を超える災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、知事は、災害救助法第2条の規定に基づき、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれがある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として救助を実施する。

市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

②災害救助法の適用に関する基準等

ア 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

（ア）市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が、次表の基準以上であること。（1号基準）

市の人口	滅失世帯数
186,936人（平成27年10月1日国勢調査）	100世帯

（イ）都の区域内で住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が、次表の基準以上であること。（2号基準）

市の人口	滅失世帯数
186,936人（平成27年10月1日国勢調査）	50世帯

（ウ）都の区域内で住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情があつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。（3号前段基準）

（エ） 多数の者が生命若しくは身体危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。（4号基準）

イ 被災世帯の算定基準

（ア） 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定基準は、次のとおりである。

- a 住家が全壊、全焼し、又は流失等した世帯は、滅失した1世帯
- b 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。
- c 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

（イ） 住家の滅失等の認定

項目		認定基準
a	住家が滅失したもの	住家の損壊、焼損若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表わしその住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
b	住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼損した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表わしその住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
c	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
d	a、b以外で住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

（ウ） 世帯及び住家の単位

項目	単位の基準
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

③災害救助法の適用準備

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

市は、災害対策本部の組織を救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図

るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

ア 救助の実施に必要な関係帳票の整備

（ア） 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。

（イ） 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、災害救助法関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

（2）激甚災害の指定に係る基準・準備（総務部）

①激甚災害の指定の判断

ア 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

イ 激甚災害指定基準（資料 1201）は、昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

②局地激甚災害指定基準

ア 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が、局地激甚災害指定基準（資料 1202）のように基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地とうに係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

③激甚災害の適用準備

市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

第2 応急対策

《対策一覧》

- 1 被災住宅等の応急危険度判定
- 2 被災宅地の危険度判定
- 3 住家の被害認定調査の実施・罹災証明書の交付準備
- 4 被災者の生活再建対策
- 5 トイレの確保及びし尿処理
- 6 ごみ処理
- 7 がれき処理体制の構築
- 8 応急教育
- 9 応急保育
- 10 災害救助法等の適用
- 11 激甚災害の指定

1. 被災住宅等の応急危険度判定

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（建築物班）	○被災住宅等の応急危険度判定
都都市整備局	○地震発生後10日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施

1-2. 詳細な取組内容

（1）被災住宅等の応急危険度判定（建築物班）

①実施方針

市は、大地震後、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅及び市庁舎等の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

②判定対象

市が行う応急危険度判定の対象となる建築物は次のとおりである。

判定対象建築物	説明
民間住宅	都住宅局、都住宅供給公社及び都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等
市営住宅	市が管理している共同住宅
市が管理する建築物	市庁舎、市立学校等、市が管理する建物

※ 非住宅の建築物は、原則として各建築物の管理者が応急危険度判定を行う。

③実施体制

ア 判定対象別実施体制等

市は、建築物班を中心に、被災公共建築物と民間住宅の応急危険度判定が遅滞なく効率的に実施す

る態勢を構築する。このうち公共建築物については、市本部活動拠点及び避難所を設置する予定の建築物を速やかに判定するものとし、民間の住宅については、判定の対象となる住宅が非常に多数に上がることが想定されるため、都の防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の協力により行うものとする。

判定対象建築物	説明
民間住宅	1 市長は、市内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 2 実施本部長は、判定を実施する場合においては、応急危険度判定員（防災ボランティア）に、参集を要請する。 3 市長（災害対策本部長）は、必要であると判断する場合においては、都に応援を要請する。
市営住宅	応急危険度判定員である公共施設課及び建築指導課の職員並びに判定に関する知識を有する市職員が判定業務を実施する。
市が管理する建築物	1 契約管理課が管理する建物は、公共施設課及び建築指導課の応急危険度判定員である職員及び判定に関する知識を有する市職員が判定業務に従事する。 2 教育委員会が管理する建物は、施設課の応急危険度判定員である職員及び判定に関する知識を有する市職員が判定業務に従事する。

※ 非住宅の建築物は、原則として各建築物の管理者が応急危険度判定を行う。

イ 防災ボランティアによる実施体制

市は、都の防災ボランティアとして登録されている市内在住・在勤の応急危険度判定員に協力を依頼するとともに、2次判定員として他市区町村の応急危険度判定員を都に要請する。

したがって、市は、地理に不案内な他市区町村の防災ボランティアの活動が円滑に行えるよう、受入体制の整備や判定活動にあたっての指示・指導等の対応にあたるほか、判定用の資機（器）材の備蓄に努めるものとする。

防災ボランティアによる応急危険度判定については、「防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順」（資料1203）の手順により行う。

④応急危険度判定後の対応

被災建築物の危険度を判定する場合、地震直後に被災建築物を判定する「応急危険度判定」とその後建築物の被災の程度を判断し、復旧等の指針とする「被災度区分判定」と区別して行う。

ア 応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を予防するため、出来る限り早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判断する。

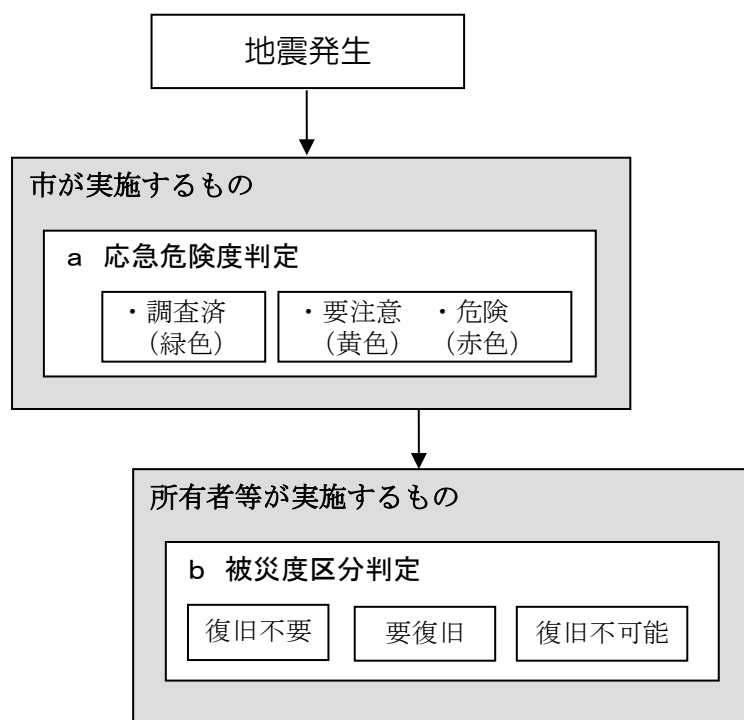
イ 被災度区分判定

地震により被災した建築物について、傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査し、解体、補修の要否を判定する必要がある。

補修・補強又は解体・撤去・建替え等の判断は、所有者の責任において専門家による詳細調査「被災

度区分判定」を実施する。（資料 1204）

【応急危険度判定・被災度区分判定の関係】



2. 被災宅地の危険度判定

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○被災宅地の危険度判定

2-2. 詳細な取組内容

（1）被災宅地の危険度判定（都市復旧班）

①制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

②対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

③判定の実施

市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

市長は、必要に応じて知事に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を依頼する。

④判定結果の表示

- ア 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- イ 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

⑤二次災害のおそれがある場合の対応

- ア 二次災害のおそれがある場合は、迅速に適切な避難対策を実施する。
- イ 二次災害を防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。
- ※仮排水路の設置、不安定土砂の除去、ブルーシート貼り、土のう積み、仮設防護柵の設置

3. 住家の被害認定調査・罹災証明書の交付準備

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（被害調査班、建築物班）	○住家の被害認定調査の実施等 ○市民への広報 ○罹災証明書の交付準備
消防署	○罹災証明書の交付準備
都本部	○被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備
都総務局	○区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○職員を被災区市町村へ派遣 ○共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施
東京消防庁	○火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整 ○火災による被害状況調査を実施

3-2. 詳細な取組内容

(1)住家の被害認定調査の実施等(被害調査班、建築物班)

①目的

住宅の応急修理、住宅の供給、罹災証明書交付等のための基礎資料とするため、被災後に、住家等の被害状況を把握する。

②実施方針

住家等の被害認定調査に基づく罹災証明書の交付は、様々な被災者支援策に密接に関連する業務であるため、災害発生後、建築物班、被害調査班で、下記の要素を考慮して、住家等の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針を確認する。

- ア 建物被害の状況又は建物被害の発生の見込み
- イ 罹災証明書交付が求められる各種施策に関する動き
- ウ 国、都、他の被災自治体の動き
- エ 住家等の建物被害認定調査の実施方法及び実施期間
- オ 罹災証明書交付の申請受付、罹災証明書交付方法など

③調査の実施

- ア 市は、あらかじめ定めた「被害程度の認定基準」に基づき、住家等の被害認定調査を行い、都本部に報告する。
- イ 調査の実施にあたっては、第一次調査として外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、家屋等の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。また、第二次調査として第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。
- ウ 市は、罹災証明書の交付根拠となる災害（火災を除く。）に係る住家等の被害認定調査を実施する。
- エ 消防署は、火災による被害調査を実施し、市に調査結果の報告を行う。その際、市が協定に基づいて罹災証明書を交付するために必要な情報提供等について協力する。

（2）市民への広報（被害調査班）

住家等の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を、市民に対し十分に広報する。

罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該実施担当部課との連携を図るとともに、罹災証明書と被災届出受理証との違い、被災建築物応急危険度判定と住家等の建物被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達するよう留意する。

（3）罹災証明書の交付準備（被害調査班）

①根拠法等

災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、住家等の被害認定調査の結果に応じ、速やかに罹災証明書を交付するための体制構築を行う。

あわせて、住家以外の不動産や動産等に対する被害認定に関する被災届出受理証の交付準備を行う。

②交付体制の構築

罹災証明書等交付会場（大規模災害発生時は、三鷹市公会堂を使用）や業務フロー確立など準備を進めるとともに、円滑な罹災証明書交付に向けた体制整備を行う。

4. 被災者の生活再建対策

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、財務情報班、福祉支援班、地域支援班）	○被災者の生活相談体制の構築・広報 ○義援金の募集・受付 ○市の義援金品の募集・受付
都総務局 都福祉保健局	○区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有
日赤東京都支部	○義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有

4-2. 詳細な取組内容

（1）被災者の生活相談体制の構築・広報（指令情報班）

市は、時間とともに変化する被災者のニーズに沿った相談体制を随時確立するとともに、被災者への広報に努める。

（2）義援金の募集・受付（財務情報班、福祉支援班、都）

他市区町村、他道府県及び企業等から市、都及び日本赤十字社に寄託された被災者宛ての義援金品を、確実、迅速、適切に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等に関し事前計画に基づき手続きを行う。

①義援金募集配分委員会の設置

義援金品は、確実、迅速、適切に募集・配分するため、原則として都本部に設置する義援金品募集配分委員会（以下本章において「委員会」という。）において取り扱うこととする。

ア 委員会の審議事項

委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- （ア）被災者への義援金の配分計画の策定
- （イ）義援金の受付・配分に係る広報活動
- （ウ）その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

イ 委員会の構成

委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

- （ア）都
- （イ）市区町村
- （ウ）日本赤十字社
- （エ）その他関係機関

ウ その他

その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

（3）市における義援金品の募集・受付（財務情報班、地域支援班）

市における義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

義援金の募集・受付については、都、日本赤十字社その他関係機関等と情報共有を図る。

①義援金品の募集の決定

市域における被害の状況を勘案し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集し、市で受け付けるものとする。

②義援金品の受付、管理

ア 財務情報班は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付け、管理を行う。

イ 財務情報班は、三鷹市公金取扱金融機関に会計管理者名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けるとともに、前号アの義援金と合わせ管理を行う。

ウ 直接受領した義援品及び都福祉局等から送付された義援品については、財務情報班が受付を行い、地域支援班を中心とした市職員やボランティア等により、援助物資等の配送拠点及びストックヤー

ドにおいて仕分け管理し、配分計画に基づき被災者に配分する。

③受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書（様式 12）を発行する。ただし、前記（2）の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。

④委員会への報告等

義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

5. トイレの確保及びし尿処理

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部施設班、学校避難所班、地域支援班、環境衛生班、都市復旧班）	○トイレの確保 ○トイレ設置状況の把握・広報 ○し尿収集計画の策定・収集体制の整備
都本部	○災害用トイレに関する広域的な調整等
都環境局	○し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等
都下水道局	○水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理

5-2. 詳細な取組内容

（1）トイレの確保（本部施設班、学校避難所班、地域支援班、環境衛生班、都市復旧班）

①仮設トイレの設置・輸送・維持管理

各班は仮設トイレの設置、輸送、維持管理等を実施する。

②高齢者・障がい者への対応

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮し、車いす用ポータブルトイレの設置や専用トイレの設定等を考慮する。

③女性・子ども等への対応

仮設トイレの設置に際しては、男女別に設置場所を分けるなど、女性への配慮を行うものとする。また、子ども等の安全性の確保やLGBTの方に配慮した、だれでもトイレの確保や設置場所の選定等を行う。

④避難所等での対応

ア 避難場所における対応

（ア）防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。

（イ）水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

（ウ）避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市は備蓄した組立てトイレ等により対応する。

イ 避難所における対応

（ア）発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

（イ）発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

（ウ）備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

⑤事業所・家庭等での対応

ア 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

⑥断水時の対応

断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保し、対応する。

（2）トイレ設置状況の把握・広報

仮設トイレは、し尿の収集が容易な場所や耐震性マンホールへの設置に考慮するとともに、設置状況を把握し、防災行政無線、広報車等により市民に対して周知を図る。

（3）し尿収集計画の策定・収集体制の整備

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター）への処理を実施する。

①被害状況等の把握

水再生センター、井の頭ポンプ場の施設の被害状況及び稼動状況を把握するとともに、警察署から交通規制状況等の道路通行状況を把握し、し尿収集車等の配送計画を立てる。

②し尿排出量の把握

ライフライン施設の被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿排出見込み量を推定する。

③収集方法

本市は、し尿収集車を保有していないことから、協定に基づきし尿収集委託業者に協力を要請し、収集区域、収集運搬ルート等について協議し、緊急を要する地区から速やかに収集する。収集したし尿の受け入れ施設として、市民センター敷地内に整備するし尿投入施設を活用する。

④処理方法

水再生センターで処理するものとするが、水再生センターが被災し、又はライフラインの供給停止により運転不能な場合は、他市区町等に協力を依頼し、他の処理施設に搬送して処理する。

⑤応援要請

市は、確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、都に応援を要請する。

6. ごみ処理

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班）	○ごみ処理の実施
都環境局	○広域的な支援要請を実施 ○災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	○都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

6-2. 詳細な取組内容

(1)ごみ処理の実施(環境衛生班)

地震発生後、速やかに処理施設の被害状況、道路通行状況等を把握するとともに、人員を確保し関係機関との連絡・応援を含めた初動体制を早期に確立して、震災により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図る。

①被害状況の把握

ふじみ衛生組合から処理施設の被害状況及び稼動状況を把握するとともに、警察署から交通規制状況等の道路通行状況を把握する。

②収集作業計画の策定

被害状況等の把握に基づき、臨時集積所の設置や臨時収集運搬ルート の確立や状況に応じた排出場所や排出日時の変更など、速やかに収集作業計画を策定し、計画に基づいた収集体制の確立を図る。

③収集方法

ごみは、衛生上速やかに処理を必要とするものから優先的に収集するとともに、臨時集積場所の消毒など衛生・防疫について、十分な対応を行う。なお、被災地域の環境衛生の保全は緊急を要することから、ごみ処理計画は、第一次対策と第二次対策とに分けて対応する。

ア 第一次対策

処理施設への短期間大量投入は困難であるため、リサイクルセンター等環境衛生の保全に支障のない公有地等を利用して仮置場を確保し、平常の作業体制に加え一般廃棄物収集運搬業者及び許可業者並びに機材を活用して、速やかに収集を開始し、処理施設に搬入する。また、大量発生すると想定される粗大ごみについても、既在処理施設で不足する分は、仮置場を確保し、おおむね10日間程度で収集する。

イ 第二次対策

仮置場に搬入されたごみを、一般廃棄物委託業者及び許可業者並びに機材を活用して、第一次対策終了後20日間で処理施設へ搬出する。

ウ 都等への応援要請

市は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

④処理方法

処理施設で処理するものとするが、処理施設が被災し、又はライフラインの供給停止等により運転不能な場合は、他の公共団体や民間施設等への支援を要請し、広域的に処理する。

⑤市民への協力要請

地震により大量に発生するごみについて、ごみの資源化、また収集、運搬が速やかにできるよう、市民に対してごみの分別や臨時集積所への排出を行うように周知徹底する。

7. がれき処理体制の構築

7-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班、道路交通班）	○がれき処理体制の確立 ○がれき処理の実施 ○石綿の飛散防止等
都環境局	○「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握 ○区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請
都建設局	○緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告
都総務局	○都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、がれき処理対策に関して協議

7-2. 詳細な取組内容

（1）がれき処理体制の確立（環境衛生班、道路交通班）

①実施方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を速やかに関係法令に基づいて分別、再利用等に留意して適正に処理するものとする。

②廃棄物処理施設の被災状況調査・報告

市は、廃棄物処理施設の被害状況調査を行い、被害状況、震災がれき発生量などについて、都へ速やかに報告する。

③処理体制の確立

災害時に大量に発生するがれきの処理に当たっては、市のみならず、必要に応じて都に応援を要請するとともに、近隣市区、民間業者等と連携して速やかに実施するものとする。

がれきの処理に当たっては、市内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、一時集積場所や最終処分場を決定し、「がれき処理計画」を策定する。

④協力体制の構築

がれきの処理にあたっては、次の業務について資機（器）材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

ア 倒壊建物の解体・がれきの撤去

（ア）倒壊建物の解体業務

（イ）発生がれきの撤去業務

イ がれき仮置場の設置

（ア）一時集積場所の維持管理業務

- （イ） 一時集積場所からのがれきの搬出
- ウ がれきの中間処理、再利用、最終処分
 - （ア） 廃木材・コンクリートがら等破砕処理
 - （イ） 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
 - （ウ） 再利用施設への搬入
 - （エ） 再利用施設での優先的な処理
 - （オ） 最終処分場への搬入

（2）がれき処理の実施（環境衛生班、道路交通班）

①緊急道路障害物除去に伴うがれきの処理

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路の障害物除去作業により発生したがれきは、市選定の障害物除去路線は市の要請に基づき協力業者が処理を行い、都選定の障害物除去路線は都建設局が担当し、市は都の指示に基づき協力して処理を行う。

がれきの量が多く通常の処理方法では処理しきれない場合は、仮置場を設定し搬入のうえ、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

②土石・竹木等の除去

ア 目的

障害物の除去は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対して、これを除去することによって、その被災者を保護することを目的とする。

イ 実施方法

- （ア） 災害救助法適用前は、市長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- （イ） 災害救助法適用後は、前記アの目的に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都建設局を補助して障害物の除去を実施する。
- （ウ） 道路障害物の除去は、道路交通班が市内の土木業者等の協力を得て実施するものとし、必要に応じ消防団が協力するものとする。

ウ 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- （ア） 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること。（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）
- （イ） 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- （ウ） 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）
- （エ） 半壊又は床上浸水したものであること。（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）
- （オ） 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

エ 災害救助法適用時の基準

障害物除去の対象数、費用の限度、実施期間等は、国の定めるとおりである。

③がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

ア 受付事務

市は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

イ 民間業者との契約事務

緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、市は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

ウ 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

④がれきの一時集積場所の設置

一時集積場所は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として都立武蔵野の森公園内等に設定されたがれき置場などに設置する。具体的には、がれき処理の経過に応じて、次のように区分する。

ア 第一集積場所

緊急道路の障害物除去作業により収集したがれきを、処理体制が整うまでの間仮置きするために第一仮置場を設置する。除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。

イ 第二集積場所

緊急道路の障害物除去作業終了後、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなどして、第二集積場所を設置する。

ウ 第三集積場所

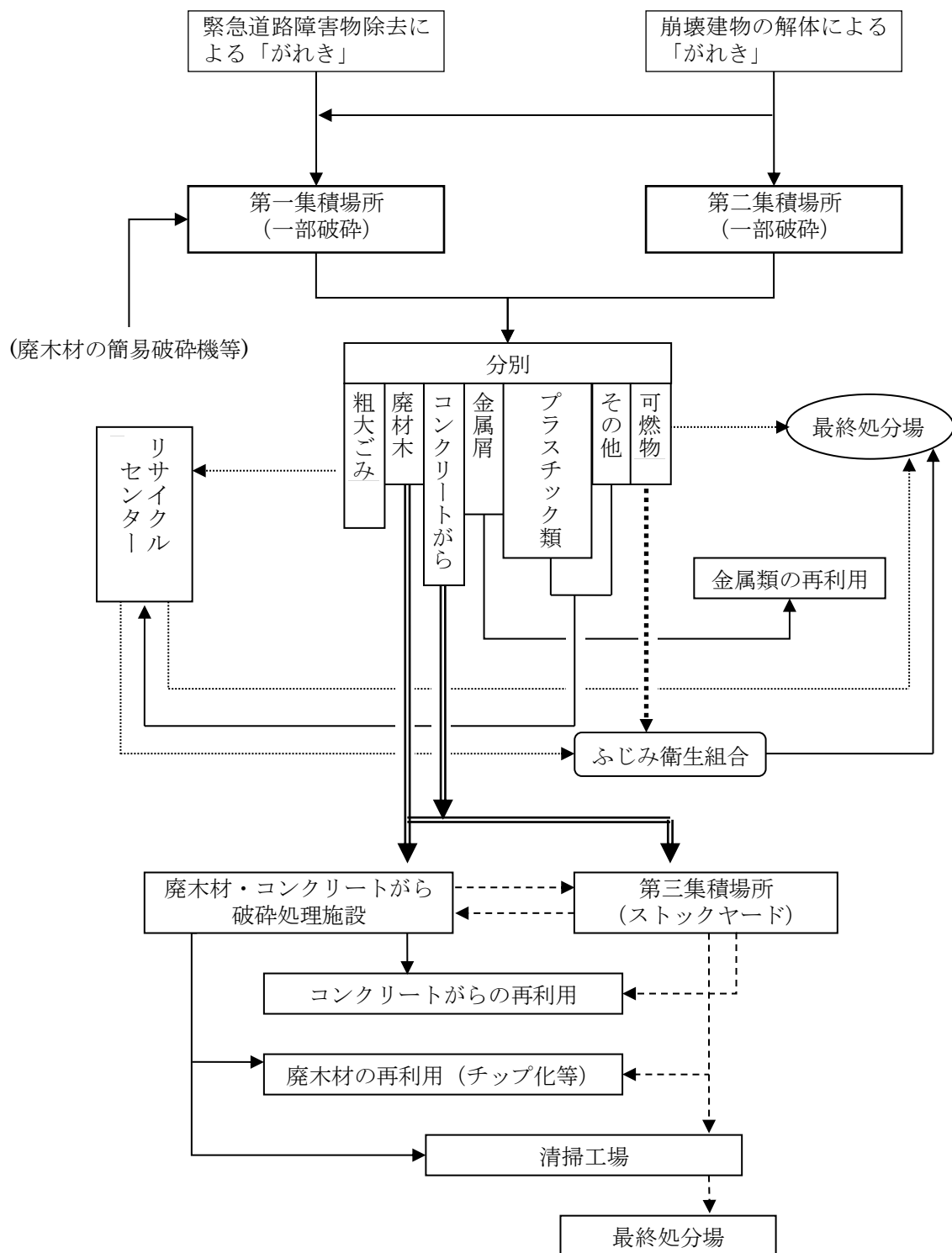
第一・第二集積場所から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間の貯留用地としての第三集積場所を設置する。なお、第三集積場所周辺で発生したがれきは輸送効率を勘案し第一・第二集積場所を経由せずに直接搬入する。また、各仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減容化する。

⑤がれきの中間処理・再利用・最終処分

第一、第二集積場所において分別されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）などに基づいて、リサイクルセンターで品目ごとに分別し、できるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理する等できるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、最終処分場に搬入する。

【がれき処理の基本的な流れ図】



【品目ごとの分別】

木材	破砕処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。
コンクリートがら	破砕処理し、路盤材、工事現場における埋戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。
金属くず	製鋼材料等に再利用する。

（3）石綿の飛散防止措置等（環境衛生班）

吹付石綿を建築物の壁や天井などに使用している建物等について、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。

石綿の飛散防止にかかる恒久的措置については、所有者の責任において実施するものであるが、「除去」「封じ込め」及び「囲い込み」等を行う際には、都と連携して指導等を行う。

【応急措置例】

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る。
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う。
立入り禁止	散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入禁止とする。

8. 応急教育

8-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（学校避難所班）	○応急教育の実施
各学校	○応急教育の実施

8-2. 詳細な取組内容

（1）応急教育の実施（各学校、学校避難所班）

①災害時の態勢

学校長は、災害発生時には次の措置を速やかに講じるものとする。

ア 児童・生徒等の安全措置

児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ・部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合は、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護するものとし、下校経路の安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。

また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引き渡しを図る。

イ 被害状況等の把握

災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況、教職員の参集状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告する。

ウ 状況に応じた適切な措置

状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

エ 避難所開設時の措置

学校が避難所となる場合は、応急教育計画、校舎利用計画及び避難所運営マニュアルに基づき、教育活動再開に向けた避難所運営委員会との調整を実施する。

避難所運営について、避難所運営委員会により協議を行い、効率的な運営を行う。各学校の対応状況を踏まえ、教職員は可能な範囲で学校避難所の開設・運営業務を支援する。

オ 応急教育計画に基づく指導措置

応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。なお、応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

②災害復旧時の態勢

ア 学校長の措置

（ア）教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。

（イ）教育委員会との連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

（ウ）応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。

指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

（エ）教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

（オ）疎開した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記cに準じた指導を行うように努める。

（カ）避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

（キ）災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

イ 教育委員会の措置

（ア）学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

（イ）被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。

（ウ）学校長等との連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

（エ）教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

9. 応急保育

9-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（子育て支援班）	○応急保育の実施
各保育園	○応急保育の実施

9-2. 詳細な取組内容

(1) 応急保育の実施(子育て支援班)

① 災害時の態勢

ア 緊急避難の措置

各保育園責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとるものとする。

イ 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、市本部子育て支援班長に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し万全の措置を確立する。

ウ 臨時編成の調整

各保育園責任者は、応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害状況を踏まえた調整を速やかに行うこと。

エ 災害対策協力

保育園が、臨時避難所として使用された場合、職員は、状況により避難所の開設や避難者の受入等災害対策に協力する。

オ 緊急対策の指示

子育て支援班長は、市本部の指示及び情報を速やかに各保育園に連絡するとともに、適切な緊急対策を指示するものとする。

カ 園児の安全対策

三鷹市立保育園危機管理マニュアルに従い、園児の安全対策に万全を期す。

② 災害復旧時の態勢

ア 市本部子ども支援部長の責務

(ア) 職員を掌握するとともに、保育児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし復旧態勢に努める。

(イ) 保育園に対する情報並びに指令の伝達について万全の措置を期する。

(ウ) 保育園が避難所等になったため長期間使用不可能の場合には、早急に保育できるよう、他の保育園での合同保育等の対策を講じる。

(エ) 災害の推移を把握し平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

イ 各保育園責任者の責務

(ア) 市本部子ども支援部長からの指示事項の徹底を図る。

(イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育児は保育園において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。

(ウ) 災害により、登下園できない保育児については、地域ごとに実情を把握し必要な措置を講ずる。

③ 私立保育園の対応

私立保育園の応急保育についても、本計画に準じて実施するものとする。

(2) 一時保育の実施

市は、三鷹市一時保育事業の実施に関する規則に基づき、児童の保護者が児童を緊急かつ一時的に家庭において保育することが困難であり、かつ、他に保育を行う者がいないと認められるとき、一時保育を実施する。

10. 災害救助法等の適用

10-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、被害調査班）	○災害救助法の適用要請 ○被害調査の実施 ○災害救助法に基づく救助の実施
都	○知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布

10-2. 詳細な取組内容

（1）災害救助法の適用（指令情報班）

①救助の適用要請

- ア 市長は、災害に際して、市域における災害が災害救助法等の適用基準等（「第1 予防対策」を参照）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請するものとする。
- イ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。
- ウ 市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

②要請手続

市長は、災害救助法の適用を要請する場合には、知事に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

③救助の種類（災害救助法第4条、災害救助法施行令第2条）

- ア 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
- （ア）収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与（法1号）
- （イ）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（法2号）
- （ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（法3号）
- （エ）医療及び助産（法4号）
- （オ）災害にかかった者の救出（法5号）
- （カ）災害にかかった住宅の応急修理（法6号）

（キ）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（法7号）

（ク）学用品の給与（法8号）

（ケ）埋葬（法9号）

（コ）遺体の搜索及び処理（法10号令1号）

（サ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（法10号令2号）

イ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、救助を必要とする者に対し、金銭を支給することをもってこれに代えることができる。

ウ 救助の程度、方法及び期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定め、市及び関係機関に通知がある。

（2）被害調査の実施

ア 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するため、事前に強力な救助実施組織を確立する。

イ 災害救助法の適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、あらかじめ各地区責任者の指定を行うなど、被害状況等の調査、報告態勢の整備に努める。

（ア）調査実施態勢

種類	概要
第一次調査実施態勢	各地区からの災害速報に応じて、市災害対策本部で被害調査を担当する被害調査班が被害状況を調査する態勢
第二次調査実施態勢	被害調査班のみでは対応できない場合、市全庁組織で応援して被害調査を実施する態勢
第三次調査実施態勢	被害調査対象が多く市全庁組織をもっても対応できない場合、自主防災組織、町会、自治会等の協力を得て被害調査を実施する態勢（様式9）

（イ）調査の実施

被害調査班は、各地区被害調査責任者等と協力し被災世帯の調査を実施する。

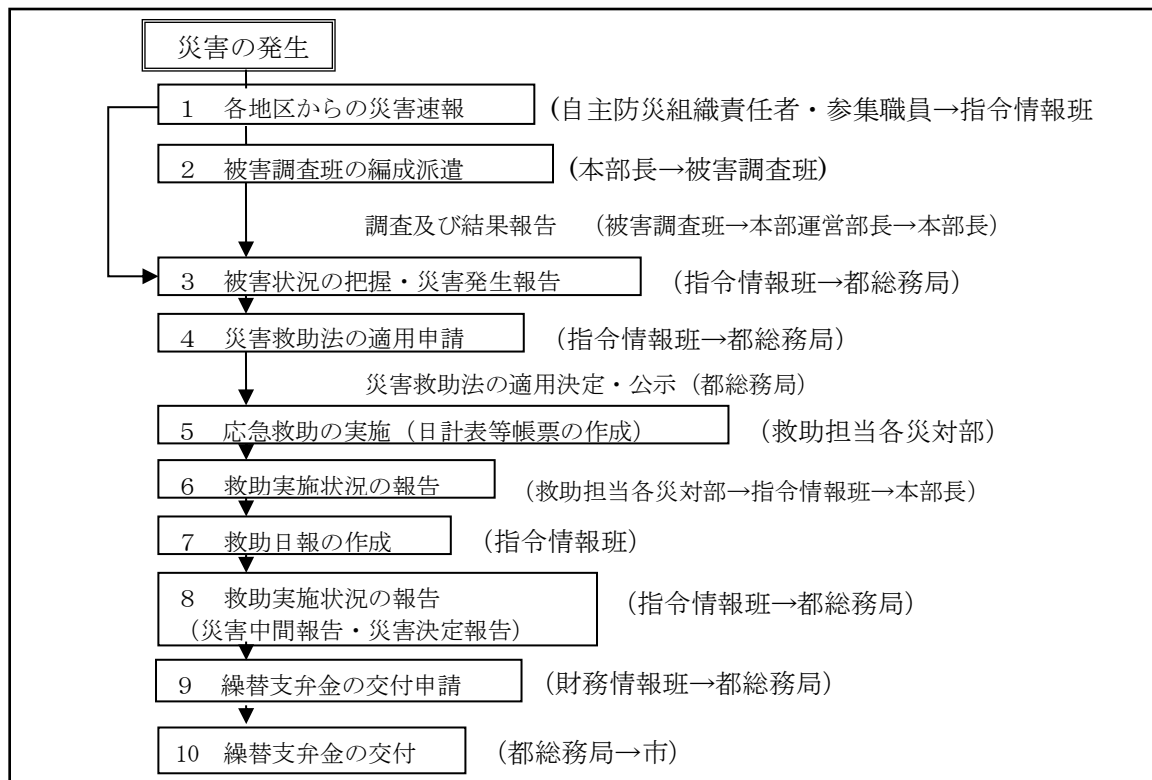
（ウ）調査の結果報告

被害調査班は、調査結果により迅速に集計し、指令情報班に報告する。（様式10・11）

（3）災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法の適用基準は、第12章第3節 第1 予防対策 10-2（1）を参照。

【救助の実施手続】



11. 激甚災害の指定

11-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、財務情報班）	○激甚災害に関する調査・調査報告 ○特別財政援助等の申請手続き等
都総務局 都関係局	○激甚災害に関する調査報告 ・都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示 ・局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ・関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ・都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議 ・知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告 ○特別財政援助等の申請手続等 ・都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施 ・激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施

11-2. 詳細な取組内容

（1）激甚災害に関する調査・調査報告（指令情報班、財務情報班）

① 手続概要

大規模な災害が発生した場合には、知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

② 激甚災害に関する調査

ア 市長の措置

市内に大規模な災害が発生した場合、市長は被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業等について、市関係各災対部に必要な調査を行わせるものとする。

イ 被害状況調査の実施

市各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額のほか、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、財務情報班に提出するものとする。

③ 激甚災害に関する調査報告

財務情報班は、前記各部の調査を取りまとめ本部長に付議し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、知事に調査書を添えて申請するものとする。

なお、市各災対部は、事業毎に都の関係機関と連絡のうえ、指定の促進を図るものとする。

④ 都実施調査への協力

市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

⑤ 特別財政援助等の申請手続等

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都に提出するものとする。

第3 復旧対策

《対策一覧》

- 1 罹災証明書の交付・2次調査の実施
- 2 被災住宅の応急修理
- 3 応急仮設住宅の建設等
- 4 一時提供住宅の供給
- 5 市営住宅の応急修理
- 6 被災者の生活相談等の支援
- 7 義援金の保管及び配分
- 8 被災者の生活再建資金援助等
- 9 職業のあっ旋
- 10 他団体への応援要請・受援
- 11 市税等の徴収猶予及び減免等
- 12 その他の生活確保
- 13 がれき処理の実施
- 14 応急教育の実施
- 15 災害救助法の運用等

1. 罹災証明書の交付・2次調査の実施

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（全班）	○罹災証明書の交付 ○再調査依頼に応じた2次調査の実施 ○被災者台帳の作成・活用
都総務局	○罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東京消防庁	○消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施

1-2. 詳細な取組内容

（1）罹災証明書の交付（被害調査班）

①根拠法等

災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、住家等の被害認定調査の結果に応じ、速やかに罹災証明書を交付する。また、住家等以外の不動産や動産に対する被害認定に関する被災届出受理証を交付する。

②交付体制の構築

- ア 罹災証明書等交付会場（大規模災害発生時は、三鷹市公会堂を使用）や業務フロー確立など準備を進める。
- イ 市と消防署は、火災に関する罹災証明書の交付について連携を図る。
- ウ 市は、罹災証明書及び被災届出受理証の交付の事務を行う。

③証明事項

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア 住家

①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④準半壊 ⑤準半壊に至らない（一部損壊）

イ 火災による罹災証明書は、協定に基づいて市と消防署が連携協力し交付する。

（2）再調査依頼に応じた2次調査の実施（被害調査班、建築物班）

第2次調査として第1次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。調査の実施方法は、「第12章第3節 第2応急・復旧対策 3. 住家の被害認定調査の実施・罹災証明書の交付準備」を参照。

（3）被災者台帳の作成・活用（全班）

被災者支援について支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、災害対策基本法第90条の3において規定されている、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成し、被災者支援の迅速化を図る。

①被災者台帳への記載事項

災害対策基本法第90条の3第2項及び同施行規則第8条の5に規定する次の事項について記載及び記録する。

災害対策基本法第90条の3	同施行規則第8条の5
ア 氏名	ア 電話番号その他の連絡先
イ 生年月日	イ 世帯の構成
ウ 性別	ウ 罹災証明書の交付の状況
エ 住所又は居所	エ 台帳情報の提供先
オ 被害の状況	※被災者本人同意の場合に限る
カ 援護の実施の状況	オ 台帳情報の提供の有無及び日時
キ 要配慮者に関わる事項	カ 個人番号（マイナンバー）
	※利用する場合に限る

②被災者台帳の活用

災害発生時は、関係する部班において情報を共有し、被災者の援護を行うために活用する。

2. 被災住宅の応急修理

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○被災住宅の応急修理
都住宅政策本部	○居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○関係団体及び協力業者との連絡調整

2-2. 詳細な取組内容

(1)被災住宅の応急修理(都市復旧班)

①目的

災害救助法が適用された地域において、災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

②対象

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

③実施方法

ア 募集・選定・審査

市による被災者の資力その他生活条件等の調査及び市が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任を受け市が募集・受付・審査等を行う。

イ 修理

都が、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行なう。

ウ 経費

1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

エ 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

オ 帳票の整備

市は、住宅の応急修理を実施した場合は、住宅応急修理記録簿（様式15）により記録するものとする。

3. 応急仮設住宅の建設等

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（建築物班）	○応急仮設住宅の建設等
都住宅政策本部	○応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

3-2. 詳細な取組内容

(1) 応急仮設住宅の建設等

① 実施方針

震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に仮設住宅を供給するものとし、あわせて公営住宅等の空き家を一時的に供給するものとし、災害救助法が適用されない災害にあっては市が、災害救助法が適用された場合は都が行うものとする。

② 災害救助法が適用されない場合の取扱い

災害救助法が適用されない災害の場合には、第一に市営住宅等の入居のあつ旋を行うものとするが、市長が必要と認める場合には、適当な公共用地を選定し、建設業者に請け負わせて応急仮設住宅を建設するものとする。この場合、被災者の災害前の住居から遠方にならないことや交通の状況その他生活環境を考慮し建設するものとする。

③ 災害救助法適用時の取扱

ア 仮設住宅の建設

(ア) 建設地

都は予定された建設地の中から選定する。用地の選定にあたっては、各市区町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて市区町村間での融通を行う。

(イ) 構造及び規模

構造は、平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ・木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

規模は、1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

(ウ) 建設工事

災害発生の日から20日以内に着工する。

都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。

工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には市等が行う。

(エ) 防火安全対策

市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

イ 入居者の選定

(ア) 入居資格

次の事項の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯一箇所限りとする。

- a 住家が全焼、全壊又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力で住家を確保できない者

(イ) 入居者の募集・選定

- a 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てる。
- b 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の

確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通しあうものとする。

c 住宅の割当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。

d 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(ウ) 帳票の整備

応急仮設住宅を建設した場合、市は、住宅の管理及び入居者の管理のため、応急仮設住宅入居者台帳（様式16）に記録するものとする。

ウ 応急仮設住宅の管理及び入居期間

(ア) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

(イ) 区市町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

(ウ) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

4. 一時提供住宅の供給

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○一時提供住宅の供給
都住宅政策本部	○居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○関係団体及び協力業者との連絡調整

4-2. 詳細な取組内容

(1) 一時提供住宅の供給（建築物班）

住宅に困窮する被災者に次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

ア 市の措置

災害救助法適用に至らないが、住宅を供給する必要がある場合は、市営住宅の空き家確保に努めるほか、民間住宅のあっ旋を行う。

イ 都の措置

(ア) 公共住宅の供給

a 公共住宅の確保

災害救助法適用後は、都が都営住宅の空き家確保に努めるとともに、都市再生機構・公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

b 入居資格

応急仮設住宅の資格と同じとする。

c 入居者の選定

市は、都が策定する一時提供住宅の入居者の募集計画及び選定基準に基づき、入居者の募集及び選定を行う。

(イ) 民間賃貸住宅等の供給

a 民間賃貸住宅等の確保

都は、関係団体と協力し、借上げ又はあっ旋の方法により民間賃貸住宅の提供を行うよう努める。

b 入居資格

原則として、(ア) bの公的住宅の入居資格と同じとする。

5. 市営住宅の応急修理

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○市営住宅の応急修理

5-2. 詳細な取組内容

(1)市営住宅の応急修理(建築物班)

市は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅について、応急修理にあたる。

6. 被災者の生活相談等の支援

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○被災者の生活相談等
警察署、消防署	○被災者の生活相談等
都	○区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
都生活文化局	○被災者臨時相談窓口を設置 ○被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○男女平等参画の視点からの相談支援等の実施
警視庁	○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して警察関係の相談に当たる。
東京消防庁	○消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施

6-2. 詳細な取組内容

(1)被災者の生活相談等(指令情報班)

①生活相談

市及び各関係機関は、それぞれ相談所を設け、各機関相互の連携のもとに住民の生活相談にあたるものとし、その主な対応は、次のとおりである。

ア 市の対応

市庁舎はじめ避難所等防災拠点で被災者のための相談窓口を設け、苦情、要望事項等を聴取しその解決を図るものとする。また、その内容が、関係機関の対応を必要とする場合は連絡して対応を要請するものとする。

イ 都（生活文化スポーツ局）の対応

(ア) 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。

(イ) 被災後1か月を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談など様々な生活相談を含む、総合的な相談業務を行う。

ウ 警察署

署内、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

エ 消防署

本署及び消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、市民の相談に対応するとともに、震災後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。

また、火災による罹災証明の発行については、市の行う罹災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

- a 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
- b 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- c 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
- d 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

②被災者支援の考え方

【被災者支援と法制度】

支援の流れ	支援の内容	法制度
被災 (自宅が滅失)	- 犠牲者が発生した世帯への弔慰金の支給 - 重度の障がいを受けた人へ見舞金の支給 - 被災世帯への資金の貸付	●災害弔慰金法 ・災害弔慰金の支給(対象:遺族など) ・災害障がい見舞金の支給 ・災害援護資金の貸付
避難所	学校などで無償で食事や生活用品などの提供を受けながらの応急生活	●災害救助法 ●被災者生活再建支援法
仮設住宅又は家賃補助	・2年間無償で借りられる(延長あり) ・生活費は自費	
住宅再建又は公営住宅	・住宅再建:建物本体への公的支援はなし(周辺経費の支援あり)	●被災者生活再建支援法(居住安定支援制度)

7. 義援金の保管及び配分

7-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市(財務情報班、福祉支援班)	○義援金の保管及び配分
都福祉保健局	1 東京都義援金配分委員会の設置 ○義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会(以下「都委員会」という。)を設置 2 義援金の管理 ○都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理

機関名	内容
	3 義援金の配分 ○都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定 ・被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・義援金の受付・配分に係る広報活動 ・その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金 4 義援金の広報 ○義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知
日赤東京都支部	○居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○関係団体及び協力業者との連絡調整

7-2. 詳細な取組内容

(1) 義援金の保管及び配分(財務情報班、福祉支援班)

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、市に送金するが、市は、義援金品の保管及び配分について、次のとおり対応する。

① 義援金

- ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- イ 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- ウ 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

② 義援品

直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、福祉調査班を中心とした市職員やボランティア等により、援助物資等の配送拠点及びストックヤードにおいて仕分けし、配分計画に基づき被災者に配分する。

8. 被災者の生活再建資金援助等

8-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（福祉支援班）	○災害弔慰金の支給 ○災害障がい見舞金の支給 ○災害見舞金の支給 ○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給
都福祉保健局	○災害弔慰金等の支給

機関名	内容
	○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給
都福祉保健局 東京都社会福祉協議会	○生活福祉資金の貸付
日赤東京都支部	○災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資を配分

8-2. 詳細な取組内容

（1）災害弔慰金の支給（福祉支援班）

市では、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行う。災害弔慰金等の種別、支給対象者及び支給限度額などは、災害弔慰金等の概要のとおりである。（資料 1205）

（2）災害障がい見舞金の支給（福祉支援班）

自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金の支給を行う。

（3）災害見舞金品の配分（日赤東京都支部）

日本赤十字社東京都支部では、災害救援金品（見舞金品）の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 （見舞品）	震災、風水害、 火災等	住宅の全半壊・全半焼 床上浸水	毛布、バスタオル	毛布・バスタオルは 全員に各1とする。

（4）災害見舞金の支給（防災課）

本市の区域内において発生した火事、爆発、暴風、豪雨、豪雪及び洪水その他異常な自然現象（地震を除く。）による災害により、被害を受けた市民又はその遺族に対し、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図るため、「三鷹市災害見舞金条例」に基づき、災害見舞金を支給する。（資料 1206）

（5）災害援護資金の貸付（福祉支援班）

災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。（資料 1207）

（6）被災者生活再建支援金の支給（福祉支援班）

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立復興による生活再建を支援する「被災者生活再建支援金」を支給する。

市は、都から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

ア 対象となる自然災害

- （ア）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村
- （イ）10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- （ウ）100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- （エ）（ア）又は（イ）の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- （オ）（ア）～（ウ）の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- （カ）（ア）若しくは（イ）の市町村を含む都道府県又は（ウ）の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

イ 対象世帯

- （ア）住宅が全壊した世帯
- （イ）住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- （ウ）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- （エ）住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ住居に居住することが困難である世帯
（大規模半壊世帯）
- （オ）住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ住居に居住することが困難である世帯
（中規模半壊世帯）

ウ 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

（ア）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 イ（ア）に該当	解体 イ（イ）に該当	長期避難 イ（ウ）に該当	大規模半壊 イ（エ）に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

（イ）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額 イ（ア）～（エ）に該当	200万円	100万円	50万円
支給額 イ（オ）に該当	100万円	50万円	25万円

9. 職業のあつ旋

9-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班）	○職業のあつ旋
東京労働局	○災害による離職者の把握に努め、そのあつ旋を図る ○他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る

9-2. 詳細な取組内容

（1）職業のあつ旋（地域支援班）

市は、被災者の職業のあつ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

また、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

10. 他団体への応援要請・受援

10-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、職員配備班、財務情報班）	○復旧のための労働力の確保

10-2. 詳細な取組内容

（1）復旧のための労働力の確保（指令情報班、職員配備班、財務情報班）

震災時に災害復旧工事等を迅速かつ円滑に実施するには、市の職員のみでは十分な対策が困難なため、労働力を確保することが重要である。市は、平常時から災害対策に必要な労働力を把握し、各対策部からの要請がありしだい、直ちに対応しうる態勢を確立しておき、必要な労働力の確保に努める。

① 労務供給手続

ア 市は、職業安定行政機関に対して、所要人員を一括して労務供給の要請をする。

イ 労務供給を要請した市は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者を輸送するための配車措置を講じ、指定の場所において労働者を確保し、輸送する。作業終了後においても、交通機関まで労働者の輸送について協力をする。

ウ 賃金は、労務供給を要請した市において、あらかじめ予算措置を講じておき、就労現場において、作業終了後直ちに支払うものとする。

② 協定締結団体等への協力要請

応援協定締結団体及び民間協力団体への協力要請は、第2部第4章第6節「応援協力」に定めるとおりとする。

11. 市税等の徴収猶予及び減免等

11-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（被害調査班）	○市税等の徴収猶予及び減免等
都主税局	○都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を実施
東京労働局	○労働保険料等の納入期限の延長措置を実施

11-2. 詳細な取組内容

(1)市税等の徴収猶予及び減免等(被害調査班)

①方針

ア 市は、被災者に対する市税等（三鷹市市税条例（以下「市税条例」という。）第3条に定める税目、国民健康保険税及び介護保険料を含む。以下「市税等」という。）の徴収猶予及び減免等の納税緩和措置に関する計画を樹立するものとする。

イ 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料又は手数料納付者に対し、地方税法、介護保険法、市税条例、三鷹市国民健康保険条例及び三鷹市介護福祉条例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応して適時適切なる措置を講ずるものとする。

②期限の延長

災害により納税義務者又は納付者が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、ア又はイにより当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域及び期日を指定する。

イ その他の場合、災害が収まったあと15日以内に被災納税者等により申請があったとき、市長が認定し期日を指定する。

③徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が市税等を一時に納税（納付）することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

④滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

⑤減免等

ア 被災した納税義務者等に対し、次に掲げる税目及び手数料については、別途市税条例、三鷹市国民健康保険条例又は三鷹市介護福祉条例により、減免及び納税（納付）義務の免除等を行う。

- a 市税条例第3条に掲げる税目（減免規定の存するものに限る。）
- b 国民健康保険税
- c 介護保険料

イ 国民年金保険料

減額に関する届出を日本年金機構に送付する。

（2）他機関の取組

①都主税局

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずることとする。

②東京労働局（公共職業安定所・労働基準監督署）

ア 雇用保険の失業等給付に関する特別措置

雇用保険の失業給付を受給している方が、災害のため「失業の認定日」にやむを得ずハローワーク（公共職業安定所）に来所できないときは、電話等で連絡し、失業の認定日を変更することができる。

イ 労働保険料等の徴収の猶予について

労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる場合がある。

12. その他の生活確保

12-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
三鷹郵便局	○郵便料金等の免除
東京労働局	○雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ○労働保険料等の徴収の猶予
関東森林管理局	○国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請
日本郵便	○被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本放送協会	○NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 ○被災者の受信料免除 ○状況により避難所へ受信機を貸与
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	○NTT の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

12-2. 詳細な取組内容

各機関の料金免除等の措置（災害救助法適用時）は、料金免除等の取扱の対応は、以下のとおりとする。

（1）郵便料金等の免除等（日本郵便）

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、

あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

（２）電話料金等の免除等（NTT 東日本・NTT コミュニケーションズ・NTTドコモ）

NTT ドコモについては、料金等の減免を行ったときは、関係の携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

13. がれき処理の実施

13-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班）	○がれき処理の実施
都環境局	○有害物質対策や集積場所、最終処分場の衛生管理を指導 ○区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○集積場所、最終処分場の確保に関する支援
都総務局	○区市町村と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請

13-2. 詳細な取組内容

（１）がれき処理の実施（環境衛生班）

解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

がれき処理実施の詳細は、第12章第3節第2応急・復旧対策7. がれき処理体制の構築を参照。

14. 応急教育の実施

14-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（学校避難所班）	○学用品の調達及び給与（支給） ○授業料等の免除
各学校	○応急教育の実施

14-2. 詳細な取組内容

（１）学用品の調達及び給与（支給）（学校避難所班）

災害救助法に基づき、学用品の供与を行う。

ア 給与（支給）の対象

震災により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒（私立学校を含む。以下本節において同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

イ 給与（支給）の時期

教科書については災害発生日から1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

ウ 給与（支給）の方法

学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、市が行う。

なお、学用品の給与（支給）を迅速に行うために知事から通知された場合は、市長が市教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

エ 費用の限度

（ア）教科書

支給する教科書（教材を含む。）の実費

（イ）文房具及び通学用品

東京都災害救助法施行細則で定める額

※東京都災害救助法施行細則：災害救助法、災害救助法施行令及び災害救助法施行規則の施行に関し、東京都が必要な事項を定めた規則

（2）授業料等の免除（学校避難所班）

市は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておくものとする。

15. 災害救助法の運用等

15-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○災害救助法に基づく救助の実施
都総務局 関係各局	○都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 ○都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ○被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 ○救助の実施に必要な関係帳票を整備

15-2. 詳細な取組内容

（1）災害救助法に基づく救助の実施（指令情報班）

市は、災害救助法の適用を受けた場合、第12章第3節第2 応急・復旧対策 10. 災害救助法の適用の内容に基づき救助を実施する。

[別冊]

- ・資料 1201 「激甚災害指定基準」
- ・資料 1202 「局地激甚災害指定基準」
- ・資料 1203 「防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順」
- ・資料 1204 「被災度区分判定までの流れ」
- ・資料 1205 「災害弔慰金等の概要」
- ・資料 1206 「災害見舞金の概要」
- ・資料 1207 「災害援護資金の概要」



第 3 部



災害復興計画

第1章 復興計画の策定

第1節 復興の基本的考え方

1 生活復興	全庁
--------	----

第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。

心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

個人や事業者は自らの責任において、又は共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

また、被災した学校施設の復興に当たっては、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

2 都市復興	全庁
--------	----

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた三鷹市及び東京をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

(1) 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

(2) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市づくり」を行う。

(3) 市民、事業者、市、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

第2節 復興体制

1. 市震災復興本部の設置

1 市復興本部の設置	企画部
------------	-----

市長は、重大な震災被害により市内の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度をめぐりに市震災復興本部を設置する。

企画部長は、震災被害の重大性に鑑み、市内の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を市長に申請する。

(1) 市復興本部の設置の通知等

ア 企画部長は、市復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・各近隣市区の長及び関係機関に通知する。

イ 企画部長は、市復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。

ウ 市各部長は、市復興本部が設置されたときは、その旨、所属職員に周知する。

2 市復興本部の廃止	企画部
-------------------	------------

本部長は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市復興本部を廃止する。
市復興本部の廃止の通知等は、市復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

2. 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害
応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴い
つつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震
災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理
する。

3. 市復興本部の組織・運営

1 市復興本部の構成員	企画部
--------------------	------------

構成員		所掌事務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部を構成する部の部長	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
	本部長が指名する者	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

2 市復興本部の運営組織	企画部
---------------------	------------

運営組織	構成員	所掌事務
復興本部会議	本部長、副本部長、本部員	① 復興基本方針、復興総合計画の策定等復興に係る重要事項の審議を行う。 ② 復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

※なお、復興本部の事務局は企画部企画経営課が当たり、必要に応じ、本部の下に事務担当者会議を開催する。

3 市復興本部の所掌事務	企画部
---------------------	------------

この復興本部の主な事務は、次のとおりとする。

(1) 震災の復興計画の策定及び推進に関すること。

- (2) 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
- (3) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 財源の確保及び資金計画に関すること。
- (5) 市本部との連絡調整に関すること。
- (6) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

第3節 復興方針・計画の策定

1. 市復興本部の取組内容

1 震災復興基本方針の策定	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
---------------	---------------------

市復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間程度を目途に、市復興本部会議の審議を経て、「三鷹市震災復興基本方針」を策定し、公表する。

なお、この復興基本方針の策定に当たっては、地域防災計画の震災予防計画の考え方を最大限重視することにより、震災に強いまちづくりを強力に推し進める他、市基本計画や土地利用総合計画など、市のまちづくり諸計画の流れを踏まえつつ、その高いレベルでの実現を目指すものとする。

2 復興総合計画の策定	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
-------------	---------------------

市復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災後6か月を目途に復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

2. 復興方針・計画の策定内容

1 復興計画の目標	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
-----------	---------------------

復興基本方針及び計画の策定に当たっては、地域防災計画の震災予防計画の2大柱である①都市づくり……震災に強い都市づくり、②社会づくり……震災に強いコミュニティづくり、の視点に立って、都市の迅速な復興及び市民生活・暮らしの早期の再建に最大の目標を置いて進めることとする。

なお、その際には市基本計画や土地利用総合計画など従来からの市のまちづくり諸計画の理念を踏まえながら、その施策目標を高いレベルで実現することを目指すものとする。

2 都市復興への取組	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
------------	---------------------

市は都とも連携しながら、次の4つの段階を踏んで、都市の復興を進めていくものとする。

第1段階：復興初動体制の確立（発災～1週間）

震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。

第2段階：復興基本方針の策定（1週間～2週間）

復興基本方針は、都市の復興分野において、以下の「復興まちづくり方針」及び「地域別復興まちづくり方針」に基づき策定する。

市内の主要インフラや土地利用について、三鷹市まちづくり条例に基づく「土地利用総合計画」の

全体構想を基本として、その計画どおり又は計画変更の方針を「復興まちづくり方針」として作成する。

また、「土地利用総合計画」の「住区ごとのまちづくり方針」等を基本として、被災地を含む各地域における「地域別復興まちづくり方針」を作成する。

第3段階：復興まちづくり計画等の策定（2週間～6か月）

「復興まちづくり方針」を具体化し、主要なインフラ・土地利用等の都市計画や各事業の指針を記載した「復興まちづくり計画」を策定する。

また、「地域別復興まちづくり方針」における地区区分を踏まえ、都市計画や各事業を具体化させる「地域別復興まちづくり計画」を策定する。

第4段階：事業の推進（6か月以降）

「復興まちづくり計画」に基づく市内の「主要インフラ事業」並びに「地域別復興まちづくり計画」に基づく「市街地改造型事業」及び「市街地修復型事業」を推進する。

このうち、市街地復興の対象区域及びその地区区分は、次表のとおりである。

【市街地復興の対象区域及びその地区区分】

市街地復興の対象区域	市街地改造予定地区	面整備により抜本的な改造を予定している地区
	市街地修復予定地区	部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定している地区
市街地復旧の対象区域	「市街地復興の対象区域」以外の被災地の区域	

3 市民生活・暮らしの復興の取組	全庁
------------------	----

地域防災計画における一連の災害応急対策を推し進めるとともに、市の施設の再開や公的サービスを通じた被災者支援策を強力に推進する。

また、住環境の整備、被災者の暮らしへの支援、雇用や産業の確保等、震災の影響が長期化しそうな課題については、都とも密接に連携をとりながら、復興のための施策が総合的に実施されていくよう最大限努力する。

4 復興に関する相談所の設置	全庁
----------------	----

市は、復興対策の本格化に応じて、関係各課との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

付 編

警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この東海地震が発生した場合、東京都の区部・多摩地区は震度5程度と予想されるところから、区部・多摩地区については強化地域として指定されなかったため、当市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、三鷹市は、大都市東京の近郊都市として人口、施設等が密集しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される。

このため、市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

第1 警戒宣言発令下の都市機能の確保	—
--------------------	---

警戒宣言が発せられた場合においても、三鷹市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

- 1 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- 2 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置

第2 混乱防止対策の作成	—
--------------	---

原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

第3 予防対策及び応急対策	—
---------------	---

東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画の第2部「災害予防・応急・復旧計画」で対処する。

第4 計画実施上の基本	—
-------------	---

三鷹市の地域は強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

第5 計画の留意事項	—
------------	---

本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり十分配慮する。

- 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄

道対策等区分が必要な対策については、別個に対応をとる。

- 2 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
- 3 東海地震が発生した場合、三鷹市の地域の大部分の震度予想は震度5弱であるが、一部震度5強の地域があるところから、震度に応じた対策を講ずる。
- 4 市及び関係防災機関並びに隣接区市等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第2章 防災機関の業務大綱

市及び関係防災機関が実施する事務又は業務の大綱は、震災編の第1部に定めるところによる。

第3章 事前の備え

第1節 広報及び教育

予知できる可能性のある東海地震に適切に対応するためには、市民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

市民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動が取れるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1 広報	広報メディア課、防災課、都市交通課、警察署、消防署
-------	---------------------------

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、三鷹市の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

なお、東海地震に関する情報体系に基づき発表が行われるため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

- 1 広報の基本的流れは、次の4つに区分され、各区分に応じた広報を行う。
 - (1) 平常時
 - (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
 - (3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで
 - (4) 注意情報が解除された時
- 2 広報内容は、下記の事項について実施する。
 - (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
 - (2) 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報
 - (3) 警戒宣言の内容
 - (4) 三鷹市の予想震度及び被害程度
 - (5) 市民のとるべき措置
 - (6) 事業者のとるべき措置
 - (7) 警戒宣言時に防災機関が行う措置
 - (8) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
 - (9) 例示（主なもの）
 - ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - (ウ) その他防災上必要な事項

- イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
 - (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - (ウ) その他防災上必要な事項
 - ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - (ア) 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
 - (イ) 回線の輻輳と規制の内容
 - エ 買出しによる混乱防止のための広報
 - (ア) 生活関連物資取扱店の営業
 - (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
 - オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - (ア) 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。
 - カ その他の広報
 - (ア) 電気、ガス等の使用上の注意
- 3 広報手段については、防災機関事業者は、印刷媒体、映像・通信媒体等のほか地域での防災懇談会等の機会をとらえ実施する。
- (1) 印刷媒体による広報

「広報みたか」「三鷹くらしのガイド」「三鷹市外国語版生活ガイド」をはじめ、各防災機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。
 - (2) 映画・通信等による広報

「地震」に関するビデオ、ホームページなどを利用し、防災思想の普及を図る。

第2 教育指導	教育委員会、子ども政策部、各学校長
----------------	--------------------------

教育委員会及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

また、市立の保育園に対しては、市子ども政策部が指導する。

- 1 教育指導事項
 - (1) 地震に関する基本的事項
 - (2) 教職員の分担
 - (3) 警戒宣言時の臨時休業措置
 - (4) 児童・生徒（園児）の下校（園）時等の安全措置
 - (5) 学校（園）に残留する児童・生徒（園児）の保護方法
 - (6) その他の防災措置
- 2 教育指導方法
 - (1) 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
 - (2) 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
 - (3) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

第2節 事業所に対する指導

警戒宣言及び東海地震注意情報が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため事業所に対し、消防計画等の作成等の指導を行う。

第1 対象事業所	消防署、保健所
----------	---------

1 一般事業所

機関	対象事業所
消防署	1 消防法及び火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
	2 東京都震災予防条例により防災計画を作成することとされている事業所（三鷹市全ての事業所）

（注）消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うものとする。

2 特定事業所

機関	対象事業所
保健所	毒物及び劇物取締法の適用事業所

第2 事業所指導の内容	消防署、保健所
-------------	---------

1 消防署

（1）消防計画等に定める事項

- ア 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- イ 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達及び情報収集に関すること。
- ウ 火気の取扱い中止等出火防止措置に関すること。
- エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- オ 従業員の時差退社に関すること。
- カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- キ 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- ク 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- ケ 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）に関する教育、訓練に関すること。
- コ その他警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）に関する必要な措置に関すること。

（2）予防規程（危険物施設）に定める事項

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限、停止その他の措置に関すること。
- イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機（器）材の点検、配置その他の措置に関すること。
- エ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- オ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- カ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
- キ 消火のための設備の点検その他の措置に関すること。
- ク 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）に関する教育・訓練に関すること。

- ケ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- コ 地域住民に対する広報に関すること。
- サ その他地震防災上必要な措置に関すること。

(3) 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

(4) 消防計画の作成

2 保健所

(1) 毒物、劇物施設

毒物及び劇物の業務上取扱者に対して、次の対応措置について指導する。

- ア 貯蔵施設等の緊急点検
- イ 巡視
- ウ 充填作業、移し替え作業等の停止
- エ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- オ 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集、伝達

第4章 東海地震調査情報（臨時）・東海地震注意情報 発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表時の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行い、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

第1 市の配備態勢	
-----------	--

情報名		情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル 青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 本情報を発表後に東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

第2 情報活動等	
----------	--

都は情報監視態勢をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」に準じて市、防災関係機関等へ一斉連絡を行う。

市は、防災関係機関等に一斉連絡を行うとともに、市ホームページ、安全安心メール等により、市民への情報提供を行う。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報が発表された場合、市及び各関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。このため、本節では東海地震注意情報の情報伝達の確保などに必要な事項を定める。判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

第1 市の配備態勢	
-----------	--

東海地震注意情報が発表された場合、市は、直ちに市災害対策本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な態勢をとる。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 (カラーレベル 黄)	観測された現象が倒壊地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

第2 伝達系統	—
---------	---

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は、別表のとおりとする。

第3 伝達態勢	市各部課長、警察署、消防署、その他防災機関
---------	-----------------------

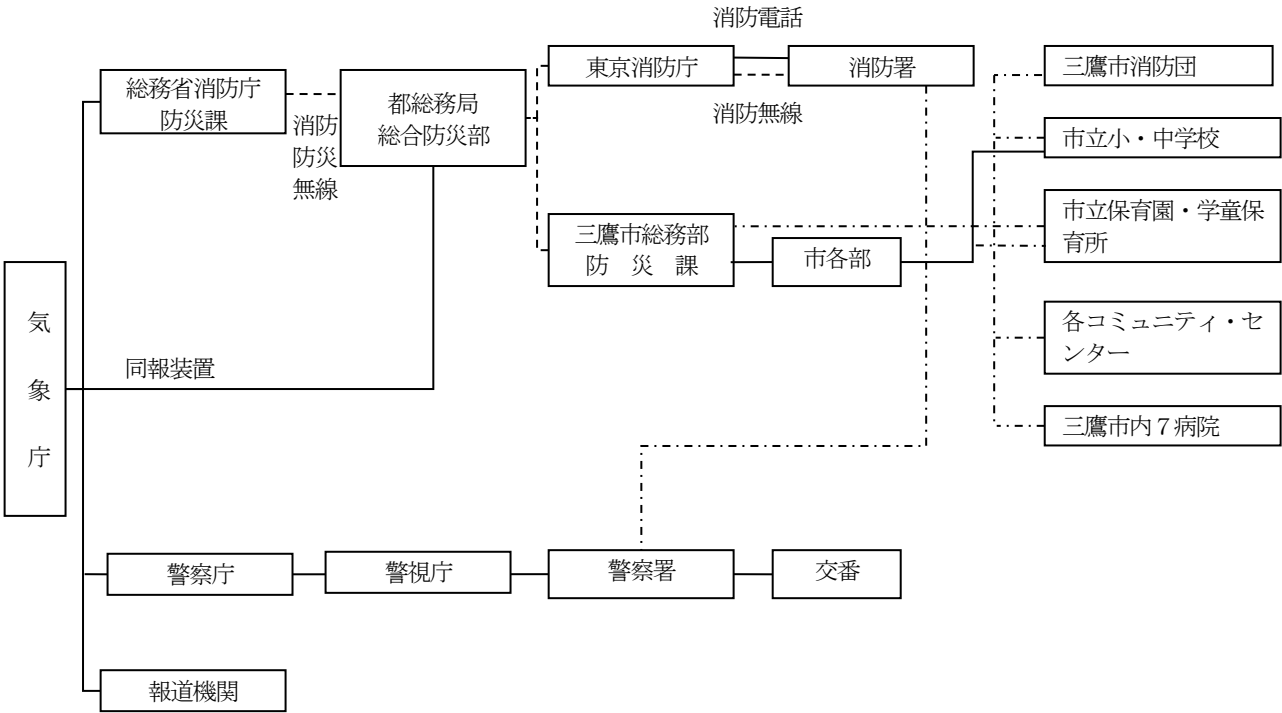
機関	内容
市	1 勤務時間内 (1) 危機管理担当部長（不在の場合は総務部防災課長）は、都総務局から東海地震注意情報を受けた時は、直ちにその旨を市長に伝達し、指示を受ける。その後、東海地震注意情報及び市長からの指示を副市長、教育長及び各部長（会計課にあつては課長、各委員会にあつては事務局長）へ内線電話により伝達する。 (2) 各部長は、部内各課長及び出先事業所等の長へ伝達する。 (3) 各課長（出先事業所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。 (4) 防災行政無線同報系戸別受信機による市施設等に対する伝達は、報道開始後に行う。 (5) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じ行うが、混乱防止のうえで特に必要と認めた場合は、報道開始後に防災行政無線、広報車等を利用して、冷静な行動を促す広報を行う。 (6) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。 (7) 防災課長は、消防団幹部に情報を伝達する。 2 勤務時間外 (1) 都夜間防災本部から東海地震注意情報の通報を受けた当直員は、直ちに危機管理担当部長（不在の場合は防災課長）に伝達する。 (2) 当直員から通報を受けた危機管理担当部長（又は防災課長）は直ちにその旨を市長に伝達し、指示を受ける。 (3) 危機管理担当部長（又は防災課長）は当直員又は防災課員に市長の指示を伝達し、電話で理事者及び各部長へ東海地震注意情報及び市長の指示を各部に伝達するよう指示する。 (4) 各部はそれぞれを起点とする連絡網を事前に定めておく。 (5) 防災課長は、消防団幹部に情報を伝達する。
警察署	警察署は、警視庁から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び交番などへ伝達する。
消防署	消防署は、東京消防庁から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。
その他の防災機関	都総務局から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

注 各防災機関が、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

第4 伝達事項	防災課、各防災機関
---------	-----------

- 1 市及び各関係防災機関は、東海地震注意情報を伝達する他、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせ伝達する。
- 2 東海地震注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、その内容並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

【別表 東海地震注意情報の伝達経路及び伝達手段】



無線（他機関係） -----
無線（市独自系） - - - - -
有線又は口頭 _____

第3節 活動態勢

東海地震注意情報の通報を受けた場合は、市及び各関係防災機関は、災害対策本部設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

第1 市・警察署・消防署・消防団	全庁、警察署、消防署、消防団
------------------	----------------

機関	内容
市	- 市災害対策本部の設置準備 市は、東海地震注意情報の通報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に東海地震注意情報に接した場合は、職員が参集するまでの間、宿日直職員において対応するものとする。 - 職員の参集 職員の参集は、震災非常参集態勢とする。 なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 - 東海地震注意情報発表時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、総務部防災課が関係防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 （1）東海地震注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 （2）社会的混乱防止のための広報 （3）都及び関係防災機関との連絡調整
警察署	- 警備本部の設置 東海地震注意情報の通報を受けた時点で、警察署長は現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立するとともに管内の警備指揮に当たる。 - 警備要員の動員 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は東海地震注意情報の事実を知ったときは、自所属に参集する。
消防署	東海地震注意情報の通報を受けた場合、次の措置をとる。 - 震災警戒態勢の発令 - 全消防職員の非常招集 - 震災消防活動部隊の編成 - 関係防災機関への職員の派遣 - 救急医療情報の収集体制の強化 - 救助救急資機（器）材の準備 - 情報受信体制の強化 - 出火防止、初期消火等の広報準備 - その他消防活動上必要な情報収集
消防団	- 震災時活動態勢の発令 - 全消防団員の非常招集 - 震災消防活動部隊の編成 - 団本部、分団本部の活動態勢の強化 - 震災対策活動計画等、対策資料の準備

第2 防災機関等	J R、京王電鉄、N T T、その他の機関
----------	-----------------------

東海地震注意情報に接した場合、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内容	
鉄道関係	J R	三鷹駅地震災害警戒本部を設置することを前提として、本部要員は非常参集して待機する。
	京王電鉄	東海地震注意情報の連絡を受けた時、各関係者はあらかじめ定めてある動員を行うとともに、配置計画により指定された場所に出動する。
N T T	東海地震注意情報が発表された場合、防災機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動	
その他の機関	東海地震注意情報の通報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。	

第4節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

東海地震注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報内容については、原則としてテレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行う。

各ラジオ・テレビの放送機関においては、東海地震注意情報を受けた時点から、職員の動員等を行い、報道解禁時から、警戒宣言までの間、通常番組の中断をし、地震関係の放送を行うこととしている。

第5節 混乱防止措置

東海地震注意情報等により種々の混乱発生のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機関	内容	
市	1 対応措置の内容 （１）各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 （２）その他必要事項 2 対応機関 市総務部（防災課）が各部、各関係防災機関の協力を得て対処する。	
警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。	
鉄道関係	J R	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道 2 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 （１）状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 （２）階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 （３）状況により、警察官の警備の応援を要請
	京王電鉄	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 （１）状況により本社員の応援動員を行う。 （２）各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 （３）放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施 （４）駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。
N T T 東日本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機（器）材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保	

第5章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

第1節 活動態勢

第1 市の活動態勢	市本部
-----------	-----

1 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、三鷹市災害対策本部を設置する。

なお、この計画に定めのない事項は、震災編の第2部第4章を準用する。

(1) 配備態勢

警戒宣言時における市災害対策本部の非常配備態勢は、震災第二活動態勢とする。

(2) 市災害対策本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 関係防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 住民への情報の提供

第2 防災機関等の活動態勢	関係機関
---------------	------

- 1 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- 2 指定地方行政機関等は、上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置並びにサービスの基準を定めておくものとする。
- 3 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

第3 相互協力	
---------	--

警戒宣言時等において市のみでは防災活動が十分行われない場合の、防災関係機関等の相互協力については、震災編の第2部第4章を準用する。

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

このため、本節では警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

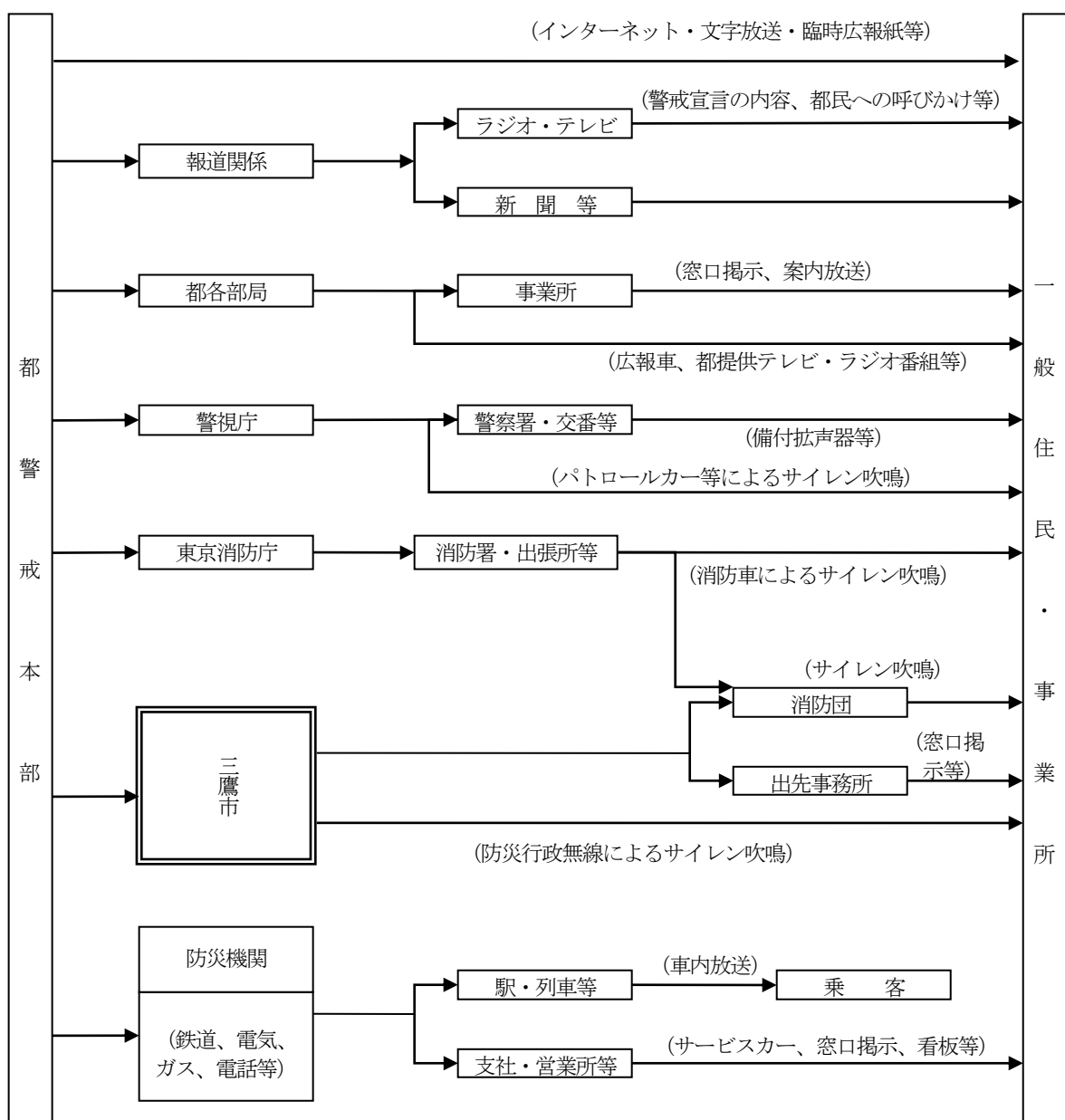
第1 警戒宣言等の伝達	指令情報班、広報情報班、警察署、消防署、消防団、医師会、その他の防災機関
-------------	--------------------------------------

1 伝達系統

(1) 市及び各関係防災機関

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、本編第4章第2節「東海地震注意情報の伝達」のとおりとする。

(2) 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



2 伝達態勢

機関	内容
市	1 総務部は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報を受けた時は、直ちに防災行政用無線、有線電話及びその他の手段により、市各部課、消防団、防災機関に伝達するとともに、市教育委員会を通じて市立学校に伝達する。 2 一般住民に対しては、防災行政無線及び警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号並びに広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン
	サ イ レ ン (約 45 秒)  (約 15 秒)
	備考 サイレンは適宜時間継続すること。
警察署	1 警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。 2 警察署は、市に協力し無線警ら車等を下記地点に配置し、サイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。 【無線警ら車等の配置地点】⇒天文台交差点、狐久保交差点、東野住宅交差点、大成高校前交差点、中仙川交番前
消防署	1 消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防専用電話、消防専用無線及びその他の手段により、署内及び各消防出張所へ伝達する。 2 消防署は、市に協力し、広報車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
消防団	1 消防団は、市総務部防災課から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに団員に伝達する。 2 消防団は、市の指示に従い消防ポンプ車のサイレン及び詰所のサイレンを吹鳴し、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
医師会	市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報	指令情報班、広報情報班
-------------	-------------

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、様々な社会的混乱、例えば、

駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳などの混乱も考えられる。

これらに対応するため、都が実施するラジオ、テレビ、インターネット、Twitter などのソーシャルメディア等による広報の他、市や各防災機関は広報活動を積極的に実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対策及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な防災機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民へ広報するものとする。

1 広報

(1) 市の広報

市災害対策本部は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、都の広報文例集を参考にする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容と周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、市ホームページ、三鷹市公式 Twitter、安全安心メール及び自主防災組織等を通じて広報活動を行うものとする。

なお、外国人など情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、CATVによる外国語放送など様々な広報手段を活用するよう努める。

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目を定める。その主なものは次のとおりである。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文は都の広報文例集を参考にする。

2 窓口等の開設

市民からの問い合わせに対応できるよう、そのための窓口等を設置する等の体制を整備する。

第3節 消防、危険物対策

第1 消防対策	消防署
---------	-----

1 活動態勢

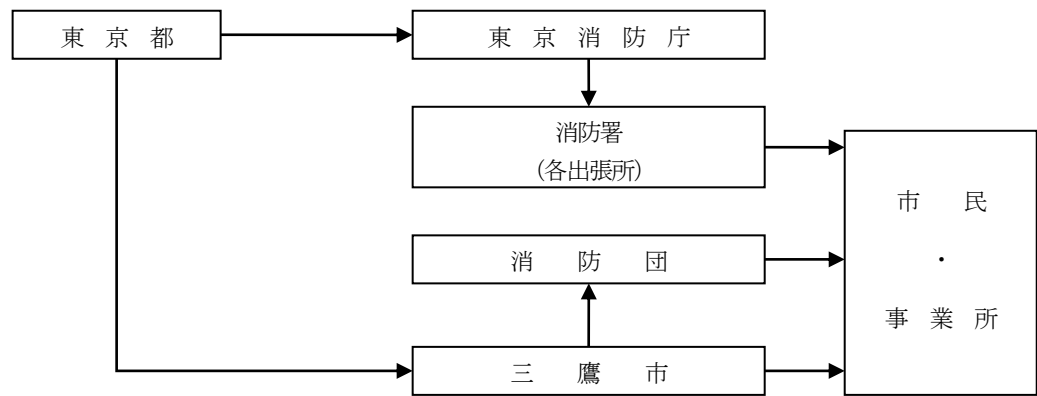
消防署は、警戒宣言時には、次の措置をとる。

- (1) 震災消防活動部隊の編成強化
- (2) 各防災機関への職員の派遣
- (3) 資機（器）材及び救急資機（器）材の確保
- (4) 高所見張、情報活動部隊等による警戒態勢の確保
- (5) 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告

- (6) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (7) 事業所等からの消防活動上、必要な情報の収集

2 情報連絡体制の確立

- (1) 地震予知情報等の伝達ルート等



- (2) 伝達方法

サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。

3 市民・事業所に対する呼びかけ

市民 に対する 呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒かい、落下防止措置
事業所 に対する 呼びかけ	防災体制の確立	自衛防災組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 大型店舗等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	1 映画館及び中高層ビル等不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	1 火気使用施設器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第2 危険物対策	警察署、消防署、保健所
----------	-------------

1 石油類等危険物の取扱い施設

機関	内容
消防署	危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 1 操業の制限、停止 2 流出拡散防止等資機（器）材の点検、配置 3 緊急遮断装置の点検、確認 4 火気使用の制限又は禁止 5 消火設備等の点検確認

2 化学薬品等取扱い施設

機関	内容
消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して次の措置を実施するよう指導する。 1 引火又は混合混触等による出火防止措置 2 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認等

3 危険物輸送

機関	内容
警察署	警戒宣言が発せられた場合、次の対策を推進する。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
消防署	1 出荷、受入を制限するか又は停止させる。 2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

4 放射性物質取扱施設

機関	内容
消防署	放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各項の活動ができるよう指導する。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための点検及び緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置 3 防災機関への連絡

5 高圧ガス保管施設

機関	内容
消防署	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

第4節 警備、交通対策

第1 警備対策	警察署
---------	-----

機関	内容
警察署	1 警備部隊の編成及び配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に、必要により、部隊を配備 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。 3 津波に対する警戒活動 強化地域を管轄する警察署は、津波警報の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査に当たる。 4 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとする。 (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。 (2) 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。 (3) 避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。

第2 交通対策	道路交通班、国、都、警察署、中日本高速道路
---------	-----------------------

1 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	---

2 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 走行中の運転者がとるべき措置

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- エ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。(前節参照)
- カ 現場警察官等の指示に従う。

(2) 駐車中の運転者のとるべき措置

- ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に

継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しない。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。

(ア) 都県境

- a 神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。
- b 埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び国道16号線の13路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。

(エ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記(ア)の交通規制に準ずる。

イ その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、又は前記ア以外の地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言が発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認等

警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

第3 道路管理者等のとるべき措置	道路交通班、北多摩南部建設事務所、中日本高速道路
------------------	--------------------------

機関	内容
市	警戒宣言が発せられた場合、市は、避難道路、緊急道路等主として救援活動に係る市道等を重点的に点検するとともに、工事中の道路箇所については、原則として工事を中止し、安全対策を講じておく。
北多摩南部建設事務所	- 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急輸送道路を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別監察を実施する。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

機関	内容
中 日 本 高 速 道 路	1 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として、次の方針で対処するよう努めるものとする。 ア 高速自動車国道における交通対策 都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等にかかる措置等に協力するものとする。 イ 一般国道等における交通対策 関係機関が行う車両の走行の抑制に係る措置等に協力するものとする。 2 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努めるものとする。 3 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源並びに道路管理用通信施設の点検等に努めるものとする。 4 警戒本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努めるものとする。 5 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとする。

第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策	指令情報班、消防署、ＪＲ、京王電鉄
---------	-------------------

1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際、各鉄道機関は、あらかじめ定めたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

2 列車運行措置

(1) JR

ア 地震防災対策強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、徐行を行い列車の運転を行う。

イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の都合又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

(ア) 東海道本線	藤沢～茅ヶ崎駅間
(イ) 中央本線	高尾～上野原駅間
(ウ) 青梅線	青梅～奥多摩駅間
(エ) 相模線	橋本～厚木駅間

(2) 京王電鉄

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関並びにＪＲとの協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

警戒宣言当日	翌日以降
警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

3 集客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機関	内容
市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 京王電鉄	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機関	内容
J R 京王電鉄	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止

5 主要駅等の警備

警視庁は、東海地震注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

6 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し前記1から5までの措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

7 長距離旅客等の対応措置

JR では、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

8 その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- (1) 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- (2) 防災資機（器）材及び復旧資機（器）材の整備を行う。
- (3) 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

第2 バス、タクシー等対策	バス、タクシー等関係機関
---------------	--------------

1 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機関	内容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折り返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東旅協	1 タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。
都個人 タクシー協会	

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第6節 学校、福祉施設、病院対策

第1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学）	各学校
----------------------------	-----

1 登校前、登（下）校途中の措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、登校（園）を取りやめ、学校（園）の指示があるまで自宅に待機する。
- (2) 登校途中に東海地震注意情報の発表を知ったとき、又は警戒宣言が発せられたときは帰宅するか、そのまま登校して学校の指示に従う。また、下校途中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童保育所を利用することとしている児童は、そのまま学童保育所に行き、職員の指示に従う。

2 在校（園）時の措置

- (1) 東海地震注意情報の報道が開始された後、授業を学級活動、ホームルームに切り換え、東海地震注意情報の発表が行われたことを伝達する。また、地震に対する注意事項、下校時、帰宅後の注意、警戒解除宣言後又は地震後の授業の再開の時期と学校との連絡方法等について説明し、児童生徒等の安全指導に当たる。
- (2) 警戒宣言が発せられると同時に、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校（園）の措置を取り、園児、児童、生徒等を計画に従って帰宅させる。
- (3) 注意情報の報道が発表されると、保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想されるため、平素から学校（園）の対応策を保護者に周知徹底しておく必要がある。また、電話連絡網、メール等のほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、Twitter等の各種メディアを使用した児童及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校（園）と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ周知徹底しておく。
- (4) 園児、児童の帰宅に当たっては、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従い、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に、帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
- (5) 中、高等学校生徒等については、個々に、帰宅経路、手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させるが、帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。
- (6) 小中学校教育支援学級についての措置は、幼稚園、小学校の措置と同様とする。

3 校外指導時の措置

- (1) 宿泊を伴う指導時（自然教室、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡を取り、その他の災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡を取り、校長は、対応の状況を市教育委員会に報告するとともに、保護者へ周知する。
 - (2) 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、園児、児童、生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。
- なお、強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。市教育委員会への報告、保護者への連絡は、前記（1）と同様の措置をとる。

4 学校（園）におけるその他の対応策

- (1) 園児、児童、生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校（園）に残留し保護する園児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- (3) 残留する園児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (4) 残留する園児・児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く市教育委員会へ報告する。

5 警戒解除宣言の連絡等

- (1) 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- (2) 解除後の授業の再開は、市教育委員会が指示する。

第2 福祉施設	保育園、保育施設、障がい者・高齢者通所施設
---------	-----------------------

- 1 保育園等
 - (1) 園児の扱い
 - ア 園児等は、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引渡す。
なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
 - イ 引取りのない者は、園等において保護する。
 - (2) 防災措置
 - ア 施設設備の点検
 - イ 落下物の防止
 - ウ 飲料水、食料、ミルク等の確保
 - (3) その他
 - ア 園児等の引取りについて事前に十分な打合せをする。
 - イ 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。
- 2 障がい者・高齢者通所施設

障がい者・高齢者通所施設における措置は学校における措置に準ずる。

第3 病院、診療所	病院、診療所
-----------	--------

- 1 診療態勢
 - (1) 外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通りの診療を行う。また、予想される救急患者の来院に備え、救急態勢を整える。
 - (2) 入院患者の安全を確保するための措置を講ずる。
 - (3) 東京都医師会の対応は、次のとおりである。

機関	外来診療	入院患者	手術等
医師会 〔民間病院〕 診療所	医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

- 2 防災措置

病院又は診療所には、医療品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図り、入院患者の安全を確保するため、次の防災措置を講ずる。

 - (1) 建物、設備の点検・防災措置
 - (2) 危険物の点検・防災措置
 - (3) 落下物の防止
 - (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
 - (5) 職員の分担事務の確認
 - (6) 備蓄医療品の点検・防災措置
- 3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

第7節 不特定多数の者が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から各機関は、次の対応措置を行う。

機関	対象施設	対応措置
市	図書館等 市立施設	1 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては管理者が個人施設利用者に直接、また公会堂、総合体育館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険個所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
消防署		消防計画に基づき実施されるが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。
	駅舎等	利用者に対し、警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。
	中高層ビル	1 ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所については努めて平常通り営業を継続するよう要請する。 2 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。 3 エレベーターは運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第8節 電話、電報対策

第1 東海地震注意情報の報道開始後の混乱防止措置	N T T
--------------------------	-------

機関	内容
N T T	東海地震注意情報の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び市民等による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。 この場合において、防災機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報 2 可能な限りにおいて取扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む。） (3) 一般電報の発信及び電話による配達 (4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

第2 広報	N T T
-------	-------

機関	内容
N T T	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時において、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 電報の受付及び配達状況 3 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況 4 お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤル等の準備状況を含む。） 5 その他必要とする事項

第3 防災措置の実施	N T T
------------	-------

機関	内容
N T T	発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。 1 災害対策用機器及び車両の点検、整備 2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の確保並びに輸送方法の確認と手配 3 地震防災対策に係わる各種情報の収集と伝達 4 電気通信設備等の巡回・点検及び防護 5 工事中の施設の安全措置 6 工事請負業者等の応援に関する確認と手配

第9節 電気、ガス、上下水道対策

第1 電気	東京電力
-------	------

- 1 電気の供給
警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。
- 2 人員、資機（器）材の点検確保
 - （1）要員の確保
非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報又は警戒宣言情報を知ったときは速やかに所属する事業所に参集する。
なお、全ての事業所は、非常態勢を発令する。
 - （2）資機（器）材の確保
非常災害対策本部・支部は、復旧用資機（器）材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。
- 3 施設の予防措置
警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。
 - （1）特別巡視及び特別点検等
地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を行う。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急運用態勢の確立を行う。また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

4 安全広報

非常災害対策本店本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

第2 ガス	東京ガス
-------	------

1 ガスの供給

警戒宣言等が発令された場合には、原則としてガスの製造及びガスの供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に行う体制を構築する。

2 人員、資機（器）材の点検確保

(1) 人員確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における動員計画を予め準備し、保安要員を確保し、必要な体制を構築する。

(2) 資機（器）材の点検確保

復旧工事に必要な資機（器）材の点検整備を行う。

3 警戒宣言時のお客様に対する広報の内容等

(1) 広報の方法

- ア ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- イ ホームページを用いて広報内容を周知する。

(2) 広報の内容

- ア 不使用ガス栓の閉止の確認
- イ 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保
- ウ 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(3) 広報の方法

- ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- ウ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

4 施設等の保安措置

(1) 導管網ブロック化の準備

- ア 強化地域を含む地域ブロック及び隣接の地域ブロックにおいて、Kブロックバルブに要員を配備し、供給指令センターからの指示に従い、バルブ遮断を迅速かつ円滑にできる体制を講ずる。
- イ 各導管事業部支部は、供給指令センターの指示に従い、事業所間で連絡を取り現場出動要員を確保し、緊急時に備え必要な準備を行う。

(2) 放散措置の準備

放散要員は、速やかに指定された放散拠点へ出動し、放散措置を迅速かつ円滑に出来る準備を行う。

(3) 緊急遮断装置、放散装置、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

(4) 保安通信施設の通信状態の確認を行う。

(5) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

(6) タンクローリーの受入、払出作業及び船舶荷役作業の中断又は制限を行う。

第3 上水道	都市復旧班、東京都
--------	-----------

1 水の供給

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給されるので、市は発災に備えて「水を汲み置く」よう広報する。

	項目	説明
広報の内容	飲料水 水洗便所等の生活用水 飲料水の水質 貯留水の流出防止	ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用し汲み置きする。 浴槽などを利用し汲み置きする。 汲み置き水は覆蓋等をかける。また、三角バケツ等の水は新しい水に汲みかえる。 汲み置き容器の転倒防止等汲み置き水の流出防止策を講じる。
広報の方法	1 市防災行政用無線を利用して放送する。 2 広報車等をもって実施する。 3 指定給水装置工事事業者の店頭に広報文を掲示することを依頼する。	

2 人員、資機（器）材の点検確保態勢

都水道局は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急給水の実施に万全を期するとともに、市は、広報等において都水道局に協力するとともに、震災発生時には速やかに給水活動が実施できる態勢を確立する。

3 施設等の保安措置

都水道局に、以下の保安措置を講じてもらうよう要請する。

- (1) 給水所においては、消毒薬品の適正な貯蔵に留意する。
- (2) 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうよう送配水圧を調整する。
- (3) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検はを適切に実施する。
- (4) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。

第4 下水道	都市復旧班
--------	-------

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対応する。

1 危険物に対する保安措置

危険物のある処理場、ポンプ場においては、警戒宣言が発せられた場合、第2非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

2 施設等の保安措置

- (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、次の施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

ア 管渠施設

イ ポンプ場施設

ウ 処理場施設

- (2) 工事現場

工事を即時中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資機（器）材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店等が顧客及び

従業員の安全に十分配慮し、できるだけ営業を継続するよう、売り惜しみしないよう、また、市民に対してはスーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買占め、買い急ぎ等しないよう防災行政無線、広報車等により呼びかけを行う。

なお、東京都中央卸売市場は、生鮮食料品を安定確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととしている。

第11節 金融対策

第1 金融機関及び日本郵便の業務確保と市民への周知	日本郵便、金融機関
1 警戒宣言発令時において、金融機関及び郵便会社は、できるだけ窓口業務を確保する。 2 金融機関において、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、市は、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう要請する。 3 金融機関及び日本郵便は、職員の安全に十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達する。また、市は、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように依頼する。 4 市民に対しては金融機関、郵便会社の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを、防災行政無線、広報車等により呼びかけを行う。	

第2 市税の対応措置	被害調査班
1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 2 警戒宣言が発せられた後、引続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告・納税の期限の延長等適切な措置を講ずる。	

第12節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予測される崖地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、特に必要な場合は、避難指示を行い安全な場所へ避難させる。

第1 事前対策	指令情報班、広報情報班、東京都
1 危険が予想される地区の選定 (1) 市長は、市内の崖地等について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、危険が予測される地区についてあらかじめ地区選定を行っておくものとする。 (2) 都は、市の地区選定に当たり、各種の資料提供及び助言協力を行う。 2 避難者収容施設の指定 市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとする。 なお、指定に当たっては、次の点に留意するものとする。 (1) 火災の危険度の低い場所に立地していること。(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。) (2) 耐震性、耐火性を有すること。 (3) 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。 (4) 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。 (5) 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。 (6) 避難所の運営に必要な資機(器)材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備してお	

くこと。

3 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（広報車、防災行政用無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報態勢を確立しておく。

第2 警戒宣言時における対応	指令情報班
----------------	-------

1 避難指示

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記第1の3に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示を実施する。

2 要配慮者への支援

市長は、避難指示等を実施した場合、高齢者、障がい者など避難行動要支援者等の避難について必要な支援を行うとともに、子どもや外国人に対しては避難誘導等適切な対応を実施する。

3 避難所開設に伴う対応措置

(1) 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署、保健所等関係機関に連絡する。

(2) 市長は、避難所の運営に必要な調理、給食資機（器）材、飲料水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

(3) 市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

4 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

第13節 救援、救護対策

第1 給水態勢	都市復旧班
---------	-------

市本部は発災後に備え、給水施設の保安点検強化、応急資機（器）材等の点検整備を行う。

第2 食料等の配付態勢	地域支援班
-------------	-------

1 配付態勢

市本部は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための態勢をとる。

2 協定に基づく精米等の準備態勢

市本部は、「応急精米の優先供給に関する協定」に基づき、米穀商組合に対して精米の確保及び納入ができる態勢をとるよう要請する。

3 運搬計画

(1) 市本部は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。

(2) 市本部は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を都に要請する場合に備え、物資集積地を準備し、避難所等へ輸送できる態勢をとる。

4 その他

市本部は、即時調達態勢を確保するため、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼する。

第3 医療救護態勢	保健所、医師会
-----------	---------

機関	内容
医師会	救護活動計画要綱に基づき、救護班を速やかに編成できるよう準備をする。

第4 輸送車両の確保	日本通運、貨物運送業組合
------------	--------------

機関	内容
日本通運	市本部の要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
貨物運送業組合	市本部の要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

第6章 市民等のとるべき措置

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

第1 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	市民
------------------------------	----

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - (2) あわてた行動をとらないようにする。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで	市民
-----------------------	----

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報入手する。
 - (2) 市、警察、消防等防災機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）
 - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

- 12 園児、児童の行動に注意する。
 - (1) 園児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - (2) 園児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

第1 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	自主防災組織
------------------------------	--------

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで	自主防災組織
-----------------------	--------

- 1 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- 2 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認するとともに、市内の情報収集に努める。
- 3 地区内住民に市民のとりべき措置（本章第1節「市民のとりべき措置」参照）を呼びかける。
- 4 可搬式消防ポンプ及びスタンドパイプ等消火用資機（器）材の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や障がい者の安全に配慮する。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる園児、児童等に対して注意をする。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとりべき措置

第1 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの措置	事業所
---------------------------------	-----

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置	事業所
--------------------------	-----

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 市防災行政用無線、テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
この場合、不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、身体不自由者、高齢者等の安全確保に留意する。

- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び中高層ビル等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区市町村・警察・消防署所・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。

- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。

- 10 救助、救急資機（器）材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機（器）材を配備する。

- 11 建築工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

